

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年3月15日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 西 恵正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	リアル・インド株式ファンド(3ヵ月決算型)
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年3月16日から平成30年9月14日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

リアル・インド株式ファンド（３ヵ月決算型）

略称として「リアル・インド（３ヵ月）」という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は１口当たり１円です。

（ハ）アセットマネジメントOne株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日から起算して３営業日目の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については１万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

### （５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日から起算して３営業日目の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

す。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(8%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」<sup>1</sup>または「償還前乗り換え」<sup>2</sup>によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいます。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいます。

#### (6)【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

#### (7)【申込期間】

平成30年 3月16日から平成30年 9月14日までです。

申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694  
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）  
インターネットホームページ  
<http://www.am-one.co.jp/>

（ 9 ）【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（ 12 ）【その他】

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信/海外/株式に属し、主として投資信託証券に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	ファミリーファンド
債券	<b>年4回</b>	北米	<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>
一般	年6回（隔月）	欧州	
公債			
社債	年12回（毎月）	<b>アジア</b>	
その他債券			
クレジット属性 （ ）	日々	オセアニア	為替ヘッジ
不動産投信	その他（ ）	中南米	
		アフリカ	
<b>その他資産</b> <b>（投資信託証券</b> <b>（株式 一般））</b>		中近東（中東）	あり（ ）
資産複合 （ ）		エマージング	
資産配分固定型			<b>なし</b>
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし <sup>（注）</sup>	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

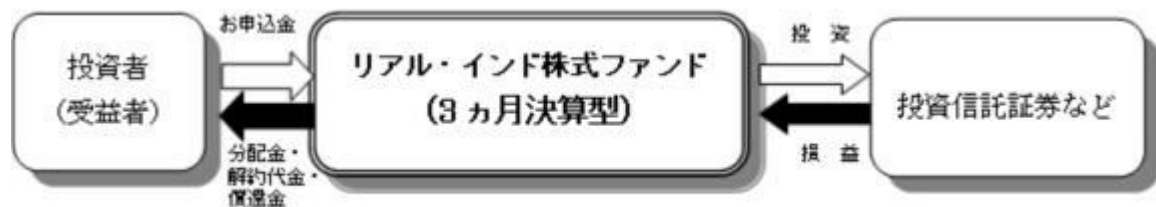
（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す

「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



#### b. ファンドの特色

1. 主としてインド有数の財閥であるTATAグループの投資信託会社が運用する外国籍の投資信託証券を通じて、実質的にインド株式に投資します。
2. モーリシャス籍の「TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド投資証券（米ドル建て）」（以下「TIOF」という場合があります。）と国内籍の「マネー・マーケット・マザーファンド受益証券」に投資し、中長期的な投資信託財産の成長を目指すファンド・オブ・ファンズです。

TIOFへの投資にあたっては、TATA アセット マネジメント リミテッドおよびTATA アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

TIOFおよびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資割合は、当ファンドの資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、TIOFの組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

TIOFが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 3. 原則として為替ヘッジを行いません。

#### <TIOFについて>

TIOFの運用は、TATA アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッドが行います。

TIOFはTATA・オフショア・インディア・オポチュニティーズ・スキーム受益証券（インドルピー建て）（以下「TOIOS」といいます。）を通じて、主としてインド株式に実質的に投資を行います。

<TOIOSについて>

TOIOSの運用は、TATA アセット マネジメント リミテッドが行います。

TOIOSはTATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンドのみに取得され、信託報酬、買付手数料はかかりません。また、分配は行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

<TATA アセット マネジメント リミテッドについて>

TATA アセット マネジメント リミテッドは、インド有数の財閥であるTATAグループの投資信託会社です。

運用スタイルは、企業訪問を基本としたボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチを併用しています。

## インドに深く浸透するTATAグループ

インドへの貢献

起業家精神

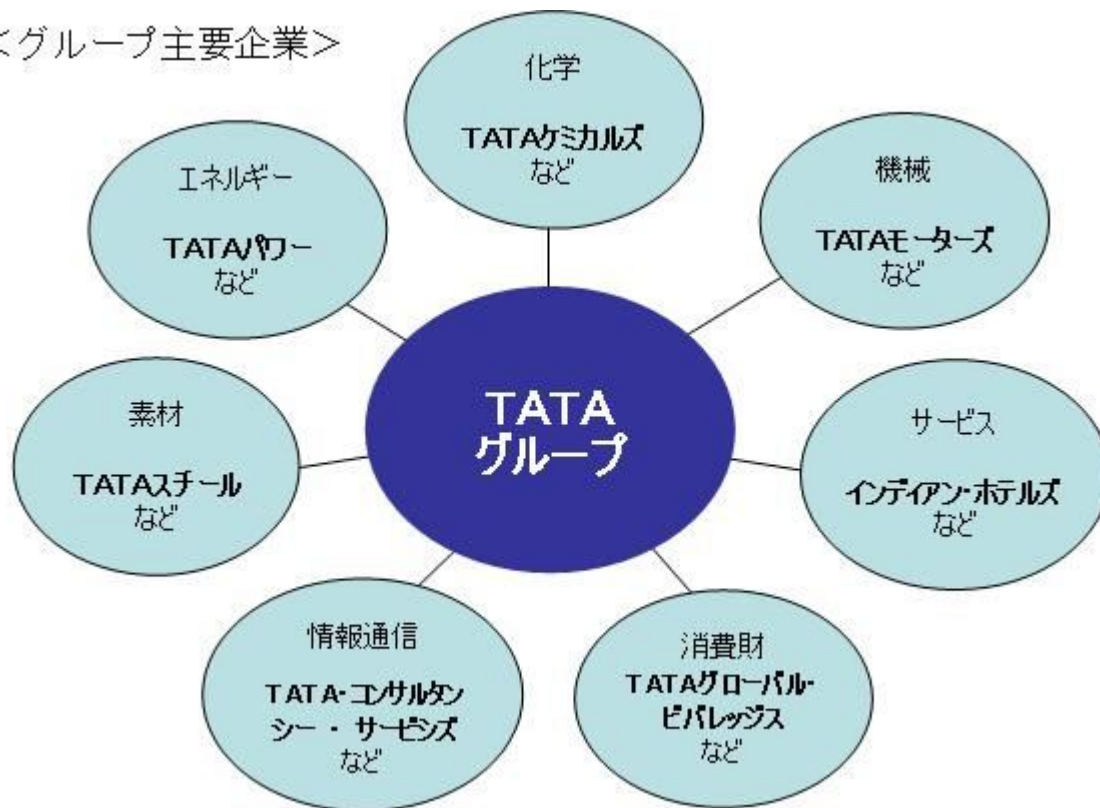
1868年に創設されたインド有数の財閥であり、幅広い分野に先駆けて事業を展開し、グループ企業はそれぞれ各業界の上位に位置しています。

紅茶や時計から自動車、鉄鋼、IT産業など幅広い製品・サービスを提供し、インド経済に貢献・密着しています。

利潤の追求だけでなく社会への貢献を標榜し、古くから研究所や病院などを設立しています。



## ＜グループ主要企業＞



出所：TATAグループの資料を基にアセットマネジメントOne作成

上記の企業名はTATAグループを紹介する目的で例示したものであり、当ファンドが実質的に組み入れることを示唆するものではありません。

## 分配方針

原則として、年4回（毎年3月、6月、9月、12月の各月15日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 【収益分配金に関する留意事項】

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

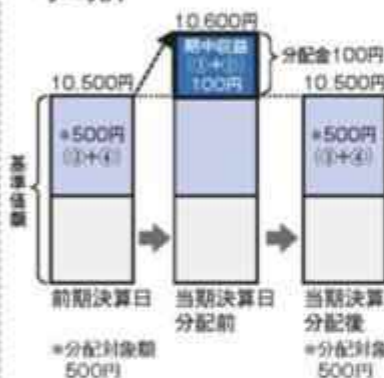
### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

ケースA



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

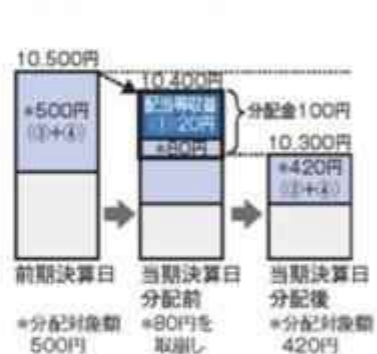
ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、「分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



## (2) 【ファンドの沿革】

平成22年2月26日

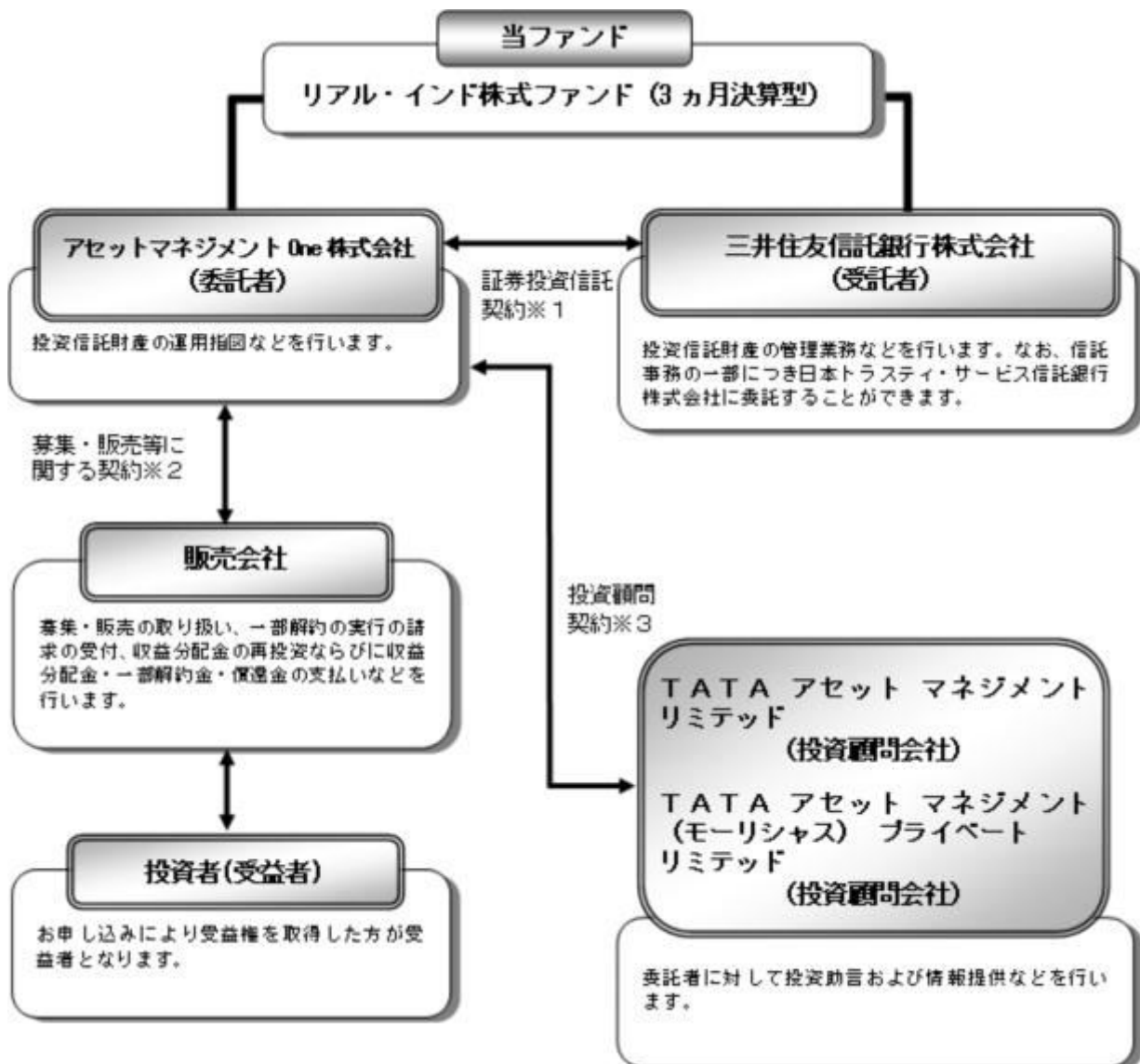
平成28年10月1日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

## a. ファンドの仕組み



## 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

## 2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

## 3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

**当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。**

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



## b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額 20億円（平成29年12月29日現在）

(ロ) 委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	証券投資信託法に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする
平成20年1月1日	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社からD I A Mアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成28年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に變更

(ハ) 大株主の状況

（平成29年12月29日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス 株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】



ジャパンファンド投資証券（米ドル建て）

- 2．証券投資信託 マザーファンド受益証券
- 3．コマーシャル・ペーパー
- 4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 5．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- 6．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資法人の投資証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 当ファンドが投資する投資信託証券の概要

### 1．TIOFの概要

ファンド名	TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド
形態	モーリシャス籍外国投資法人/米ドル建投資証券
運用方針	「TATA・オフショア・インディア・オポチュニティーズ・スキーム」（インド籍外国投資信託。以下「スキーム」といいます。）への投資を通じて、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の証券にのみ投資します。 インドの証券取引所上場または上場予定もしくは非上場の企業の株式、社債、ワラント インドのユニット・トラストを含む国内投資信託が発行するユニット 政府証券 インドの証券取引所で取引される派生商品 コマーシャル・ペーパー</li> <li>自己の株式には投資しません。</li> <li>ファンド・オブ・ファンズには投資しません。また、相互保有目的で他のファンドに投資しません。</li> <li>株式への投資は原則として現物取引に限るものとし、株式の空売りは行いません。ただし、派生商品取引は除きます。</li> <li>同一企業に対して発行済株式の10%を超える投資は行いません。</li> <li>取引の決済または換金請求を円滑に処理するために必要であり短期間または一時的な場合を除いて、資金借り入れを行いません。借入額は借入時点のファンド純資産総額の10%以内とします。</li> </ul>
信託期間	無期限
決算日	毎年3月31日
関係法人	投資顧問会社：TATA アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッド 管理事務代行会社：サネ モーリシャス 保管受託銀行：スタンダード チャータード バンク（モーリシャス）リミテッド
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.80%（上限） 上記料率には、投資顧問会社、管理事務代行会社、保管受託銀行ならびにスキームの保管受託銀行に対する報酬、監査報酬、法的費用などが含まれます。
収益分配	通常は分配を行いません。
運用開始日	平成18年6月1日

TIOFが投資する「TATA・オフショア・インド・オポチュニティーズ・スキーム」の概要は以下のとおりです。

ファンド名	TATA・オフショア・インド・オポチュニティーズ・スキーム
形態	インド籍外国投資信託/インドルピー建受益証券
運用方針	成長力と適正な投資価値を有する企業の株式または株式関連証券に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式への投資は原則として現物取引に限るものとし、株式の空売りは行いません。ただし、派生商品取引は除きます。</li> <li>同一企業に対して発行済株式の10%を超える投資は行いません。</li> <li>ファンド設立法人のグループ企業または関連企業については、非上場および私募発行の証券には投資せず、上場証券への投資は純資産総額の25%以下とします。</li> <li>非上場の株式または株式関連証券への投資は、純資産総額の5%以下とします。</li> <li>派生商品はヘッジまたはポートフォリオ調整の目的で使用するものとし、資金借り入れは純資産総額の10%以内とします。</li> </ul>
信託期間	無期限
関係法人	投資顧問会社：TATA アセット マネジメント リミテッド 受託会社：TATA トラストィ カンパニー プライベート リミテッド 保管受託銀行：スタンダード チャータード バンク ファンド設立法人：TATA サンズ リミテッドおよびTATA インベストメント コーポレーション リミテッド

信託報酬等	報酬はかかりません。
決算日	毎年3月31日
収益分配	無分配
運用開始日	平成17年6月6日

## 運用プロセス



出所：TATA アセットマネジメントリミテッドの資料を基にアセットマネジメントOne作成

運用プロセスは平成29年12月29日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 2. マネー・マーケット・マザーファンドの概要

ファンド名	マネー・マーケット・マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。</li> <li>ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式への投資は行いません。</li> <li>外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
信託期間	無期限
決算日	毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成18年3月31日
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

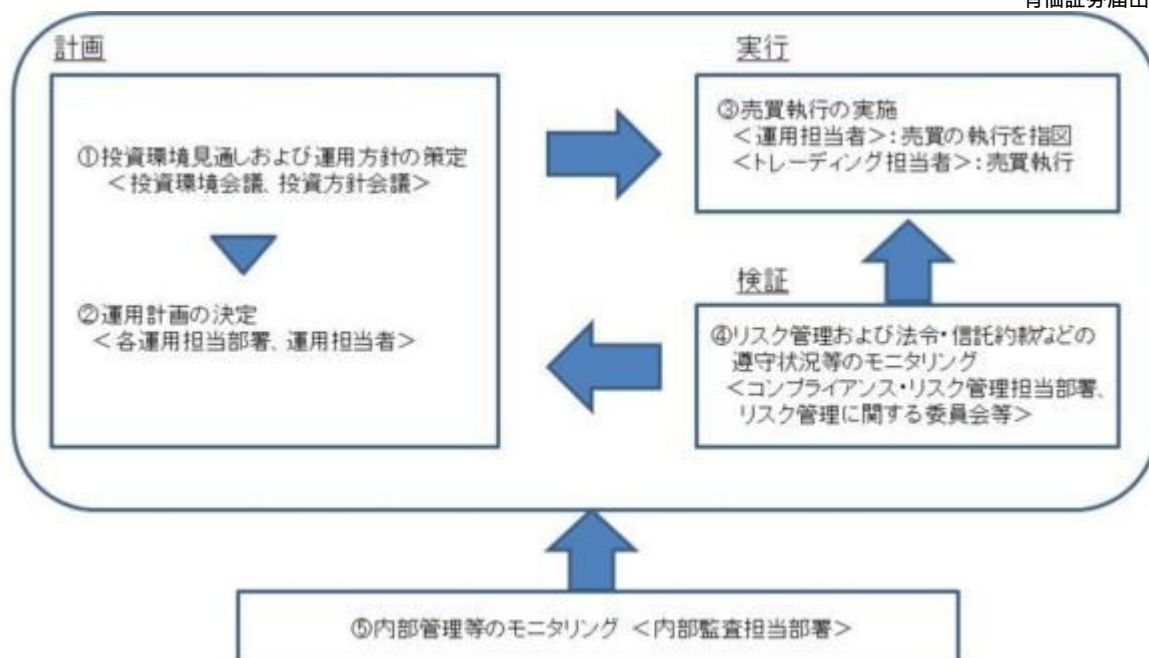
前述の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

前述の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は平成30年3月15日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### （3）【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制





### 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

### 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

### 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

### モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

### 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

#### b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確

認めます。

c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は平成29年12月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

a．収益分配は年4回、原則として、3月、6月、9月、12月の各月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．分配金額は、委託者が基準価額水準や市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d．「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認め

ときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（二）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（二）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g．利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反

しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(二)上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

h. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

i. 信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

(ロ)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

j. ファンドの投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

a. カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主にインドの株式などに投資します。一般に、当該国のような新興国は、先進国に比べ政治、経済、社会情勢などが不安定であり、規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えており、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。

その結果、当ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。

b. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動き

により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### c．為替変動リスク

当ファンドまたは当ファンドが組み入れる投資信託証券が投資する外貨建資産は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる株式などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的な投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

#### d．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。

当ファンドまたは当ファンドが組み入れる投資信託証券において、特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### e．特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

#### f．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること(債務不履行)があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドが実質的に投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### g．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### h．投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク

当ファンドが投資する外国投資法人の設定地および当該外国投資法人が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### i．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定

運用に切り替えることがあります。

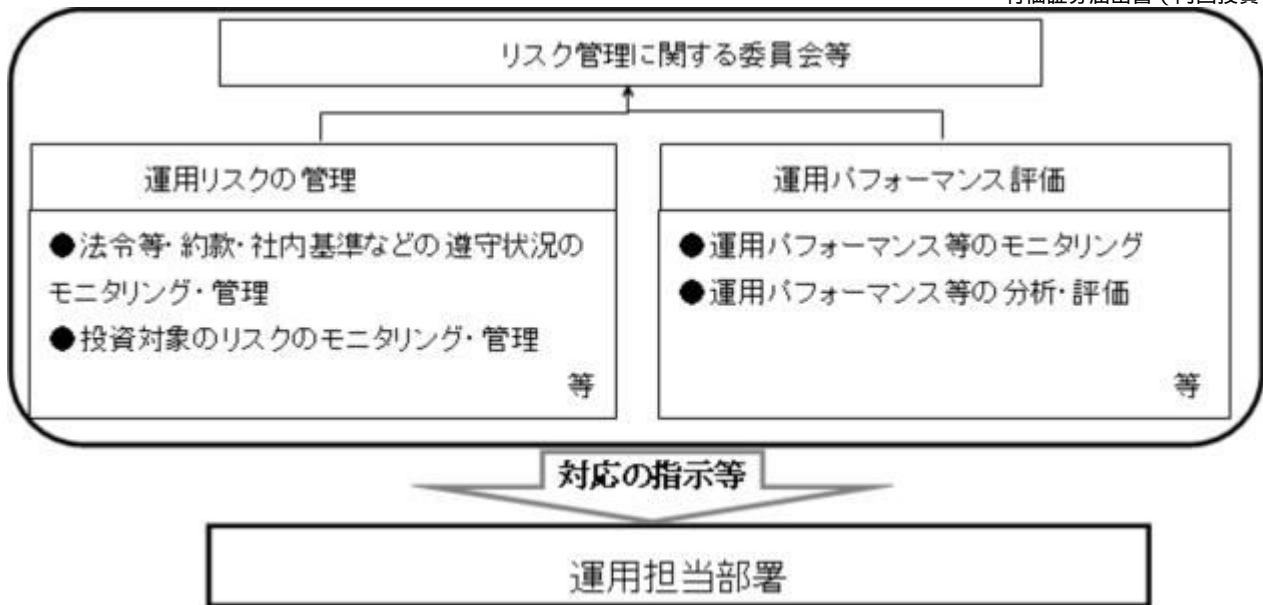
- (ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入  
有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場  
合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地  
変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあり  
ます。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があ  
ります。
- (ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信  
託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている  
他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組  
入  
有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手  
数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受  
け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用して  
いる場合があります。上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があり  
ます。

## (2) リスク管理体制

委託会社における当ファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運  
用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、  
適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用  
パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価  
等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価  
を行います。



リスク管理体制は平成29年12月29日現在のものであり、今後変更になることがあります。

## 投資リスク

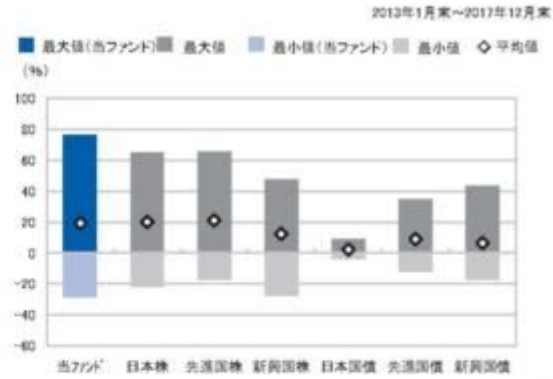
## ＜参考情報＞

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、2013年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。  
\* 年間騰落率は、2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	76.7	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△28.5	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	19.3	20.3	21.2	12.5	2.3	9.0	6.4

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

## \* 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
  - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。

●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「各資産クラスの騰落率」は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、信頼性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の賠償について、何らの責任も負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】



申込手数料は、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」<sup>1</sup>または「償還前乗り換え」<sup>2</sup>によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。

## （2）【換金（解約）手数料】

### a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

### b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

## （3）【信託報酬等】

<p>ファンド</p>	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.242%（税抜1.15%）  信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率  運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき  ファンドから支払われます。</p> <table border="1" data-bbox="347 264 1337 589"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳（税抜）</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.42%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.68%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.05%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社（TATA アセット マネジメント リミテッド）に対する投資顧問報酬（年率0.05%）が含まれます。</p>	支払先	内訳（税抜）	主な役務	委託会社	年率0.42%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.68%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
支払先	内訳（税抜）	主な役務											
委託会社	年率0.42%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価											
販売会社	年率0.68%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価											
受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
<p>投資対象とする 外国投資証券</p>	<p>TIOFの純資産総額に対して年率0.80%（上限）</p>												
<p>実質的な負担</p>	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して最大で年率2.042%（税抜1.95%）程度  上記はTIOFを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。</p>												

#### （４）【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d. 当ファンドが主要投資対象とするTIOFにおいても、有価証券等の売買手数料、税金等がかかります。
- e. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。  
手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

- a. 個人の受益者に対する課税

##### （イ）収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%

( 所得税15.315% ( 復興特別所得税を含みます。 ) および地方税5% ) の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税 ( 配当控除の適用なし ) のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

( 口 ) 解約時および償還時

解約時および償還時の差益 ( 譲渡益 ) については、譲渡所得として、20.315% ( 所得税15.315% ( 復興特別所得税を含みます。 ) および地方税5% ) の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座 ( 源泉徴収口座 ) を利用する場合、20.315% ( 所得税15.315% ( 復興特別所得税を含みます。 ) および地方税5% ) の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用 ( 申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。 ) を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

( 八 ) 損益通算について

解約 ( 換金 ) 時および償還時の差損 ( 譲渡損 ) については、確定申告を行うことにより上場株式等 ( 上場株式、上場投資信託 ( ETF )、上場不動産投資信託 ( REIT )、公募株式投資信託および特定公社債等 ( 公募公社債投資信託を含みます。 ) など。以下同じ。 ) の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額 ( 配当所得については申告分離課税を選択したものに限り。 ) との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座 ( 源泉徴収口座 ) をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います ( 確定申告不要 )。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A ( ニーサ ) 」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアN I S A ( ジュニアニーサ ) 」をご利用の場合

N I S A およびジュニアN I S A は、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

b . 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% ( 所得税15.315% ( 復興特別所得税を含みます。 ) ) の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成29年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりで

す。

c．個別元本について

(イ) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

(ハ) 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」を参照。）

d．収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算型）

（平成29年12月29日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	モーリシャス	4,332,627,174	96.82
親投資信託受益証券	日本	22,081,108	0.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		119,886,166	2.67
純資産総額		4,474,594,448	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考) マネー・マーケット・マザーファンド

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		123,209,650	100.00
純資産総額		123,209,650	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

リアル・インド株式ファンド(3ヵ月決算型)

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	モーリ シャス	投資証券	TATA・インディアン・オポ テュニティーズ・ファンド・ジャ パンファンド	14,013,828	297.18	4,164,769,543	309.1679	4,332,627,174	96.82
2	日本	親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・マザーファ ンド	21,669,390	1.0190	22,081,108	1.0190	22,081,108	0.49

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

外貨建資産の単価及び金額は、平成29年12月29日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

ロ. 種類別投資比率

(平成29年12月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	96.82
親投資信託受益証券	0.49
合計	97.32

(参考) マネー・マーケット・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別投資比率

該当事項はありません。

### 【投資不動産物件】

リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算型）

該当事項はありません。

（参考）マネー・マーケット・マザーファンド

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算型）

該当事項はありません。

（参考）マネー・マーケット・マザーファンド

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算型）

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成22年6月15日）	6,898,199,609	6,966,626,009	1.0081	1.0181
第2特定期間末（平成22年12月15日）	2,561,644,586	2,712,458,786	1.0191	1.0791
第3特定期間末（平成23年6月15日）	4,010,674,536	4,048,771,446	0.9475	0.9565
第4特定期間末（平成23年12月15日）	1,108,127,825	1,108,127,825	0.7144	0.7144
第5特定期間末（平成24年6月15日）	1,099,449,234	1,099,449,234	0.7162	0.7162
第6特定期間末（平成24年12月17日）	990,155,077	990,155,077	0.8914	0.8914
第7特定期間末（平成25年6月17日）	933,432,581	933,432,581	0.8919	0.8919
第8特定期間末（平成25年12月16日）	936,429,082	939,715,492	0.9973	1.0008
第9特定期間末（平成26年6月16日）	1,200,538,111	1,307,834,829	1.1189	1.2189
第10特定期間末（平成26年12月15日）	2,767,506,477	2,931,768,417	1.2636	1.3386
第11特定期間末（平成27年6月15日）	5,689,839,443	5,718,024,847	1.2112	1.2172
第12特定期間末（平成27年12月15日）	6,101,236,737	6,133,734,650	1.1265	1.1325
第13特定期間末（平成28年6月15日）	5,339,136,545	5,378,553,701	1.0159	1.0234
第14特定期間末（平成28年12月15日）	5,061,260,853	5,145,030,052	1.0875	1.1055

第15特定期間末	(平成29年 6月15日)	4,626,798,373	4,784,197,671	1.1464	1.1854
第16特定期間末	(平成29年12月15日)	4,423,457,812	4,509,549,597	1.1818	1.2048
	平成28年12月末日	4,726,928,808		1.0367	
	平成29年 1月末日	4,977,687,063		1.1006	
	2月末日	4,948,882,352		1.1218	
	3月末日	4,968,357,909		1.1413	
	4月末日	5,158,626,871		1.1932	
	5月末日	4,837,313,833		1.1866	
	6月末日	4,643,895,843		1.1539	
	7月末日	4,753,361,765		1.1942	
	8月末日	4,626,679,267		1.1648	
	9月末日	4,419,414,491		1.1216	
	10月末日	4,655,394,304		1.1911	
	11月末日	4,633,919,243		1.2188	
	12月末日	4,474,594,448		1.2321	

【分配の推移】

リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年 2月26日～平成22年 6月15日	0.0100
第2特定期間	平成22年 6月16日～平成22年12月15日	0.0800
第3特定期間	平成22年12月16日～平成23年 6月15日	0.0120
第4特定期間	平成23年 6月16日～平成23年12月15日	0.0000
第5特定期間	平成23年12月16日～平成24年 6月15日	0.0000
第6特定期間	平成24年 6月16日～平成24年12月17日	0.0000
第7特定期間	平成24年12月18日～平成25年 6月17日	0.0040
第8特定期間	平成25年 6月18日～平成25年12月16日	0.0035
第9特定期間	平成25年12月17日～平成26年 6月16日	0.1175
第10特定期間	平成26年 6月17日～平成26年12月15日	0.1450
第11特定期間	平成26年12月16日～平成27年 6月15日	0.0660
第12特定期間	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	0.0120
第13特定期間	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	0.0115
第14特定期間	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	0.0450
第15特定期間	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	0.0630
第16特定期間	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	0.0545

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

【収益率の推移】

## リアル・インド株式ファンド(3ヵ月決算型)

期	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	平成22年 2月26日～平成22年 6月15日	1.8
第2特定期間	平成22年 6月16日～平成22年12月15日	9.0
第3特定期間	平成22年12月16日～平成23年 6月15日	5.8
第4特定期間	平成23年 6月16日～平成23年12月15日	24.6
第5特定期間	平成23年12月16日～平成24年 6月15日	0.3
第6特定期間	平成24年 6月16日～平成24年12月17日	24.5
第7特定期間	平成24年12月18日～平成25年 6月17日	0.5
第8特定期間	平成25年 6月18日～平成25年12月16日	12.2
第9特定期間	平成25年12月17日～平成26年 6月16日	24.0
第10特定期間	平成26年 6月17日～平成26年12月15日	25.9
第11特定期間	平成26年12月16日～平成27年 6月15日	1.1
第12特定期間	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	6.0
第13特定期間	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	8.8
第14特定期間	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	11.5
第15特定期間	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	11.2
第16特定期間	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	7.8

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

## (4)【設定及び解約の実績】

## リアル・インド株式ファンド(3ヵ月決算型)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成22年 2月26日～平成22年 6月15日	18,677,660,000	11,835,020,000
第2特定期間	平成22年 6月16日～平成22年12月15日	5,416,990,000	9,746,060,000
第3特定期間	平成22年12月16日～平成23年 6月15日	3,730,560,000	2,011,140,000
第4特定期間	平成23年 6月16日～平成23年12月15日	223,952,724	2,905,850,000
第5特定期間	平成23年12月16日～平成24年 6月15日	847,460,000	863,380,000
第6特定期間	平成24年 6月16日～平成24年12月17日	58,781,493	483,230,000
第7特定期間	平成24年12月18日～平成25年 6月17日	374,491,030	438,700,701
第8特定期間	平成25年 6月18日～平成25年12月16日	21,550,000	129,090,000
第9特定期間	平成25年12月17日～平成26年 6月16日	286,985,270	152,992,633
第10特定期間	平成26年 6月17日～平成26年12月15日	2,589,089,686	1,471,897,669
第11特定期間	平成26年12月16日～平成27年 6月15日	3,237,475,807	730,067,668
第12特定期間	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	2,546,216,264	1,827,464,653
第13特定期間	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	1,669,319,978	1,830,018,012
第14特定期間	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	1,310,912,605	1,912,689,090



第15特定期間	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	301,712,996	919,677,983
第16特定期間	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	262,283,275	555,041,590

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### 参考情報

## 運用実績

リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算型）

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt; (2010年2月26日～2017年12月29日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。（設定日：2010年2月26日）

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

データの基準日：2017年12月29日

## &lt;分配の推移(税引前)&gt;

2017年12月	230円
2017年9月	315円
2017年6月	390円
2017年3月	240円
2016年12月	180円
設定来累計	6,240円

※分配金は1万口当たりです。

## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド	モーリシャス	米ドル	96.82%
マネー・マーケット・マザーファンド	日本	日本円	0.49%
合計			97.32%

## TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンドの実質組入上位5銘柄(現地2017年12月29日現在)

銘柄名	業種	実質比率
HDFC Bank Ltd.	銀行	7.5%
ICICI Bank Ltd.	銀行	6.4%
Reliance Industries Ltd.	石油製品	5.2%
HDFC Ltd.	金融	4.7%
Maruti Suzuki India Ltd.	自動車	3.8%

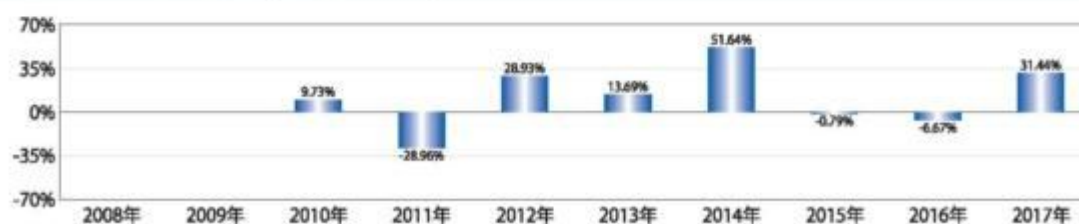
※TATA アセット マネジメント(モーリシャス)プライベート リミテッドからの情報を基に作成しています。

※実質比率は、TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンドの純資産総額に対する、

投資先の受益証券を通じて実質的に組み入れる株式等の割合で、小数第2位を四捨五入しています。

組入銘柄数：47銘柄

## &lt;年間収益率の推移(暦年ベース)&gt;



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2010年は設定日から年末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「リアル・インド株式ファンド(3ヵ月決算型)自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

(ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

- ・インドの証券取引所の休業日
- ・モーリシャスの銀行の休業日
- ・インドの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

## 2【換金(解約)手続等】

### 一部解約(解約請求によるご解約)

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して3営業日目の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社  
コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- (ヘ) 委託者は、申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ・インドの証券取引所の休業日
  - ・モーリシャスの銀行の休業日
  - ・インドの銀行の休業日
  - ・ニューヨークの銀行の休業日
- (ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）
外貨建資産の 円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の 円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成32年6月15日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月16日から6月15日まで、6月16日から9月15日まで、9月16日から12月15日まで、12月16日から翌年3月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったTIOFが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. TIOFの主要投資対象が変更となる場合

2. TIOFの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしています。

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にし

たがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- (ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### b. 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

- (ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

#### c. 書面決議の手続き

- (イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b. 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対して

その効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### d. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の場合を除きます。）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### e. 運用報告書

委託者は、毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限
- 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容
- k. 関係法人との契約の更改
- 委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。
- また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中での更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する事前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

#### 4【受益者の権利等】

##### a. 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売



付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

c. 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期特定期間(平成29年6月16日から平成29年12月15日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【リアル・インド株式ファンド(3ヵ月決算型)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第15期特定期間末 平成29年6月15日現在	第16期特定期間末 平成29年12月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	383,203,345	284,467,897
投資証券	4,418,683,384	4,222,535,434
親投資信託受益証券	22,087,609	22,081,108
流動資産合計	4,823,974,338	4,529,084,439
資産合計	4,823,974,338	4,529,084,439
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	157,399,298	86,091,785
未払解約金	24,067,256	5,252,231
未払受託者報酬	676,723	619,181
未払委託者報酬	14,887,843	13,622,009
未払利息	734	452
その他未払費用	144,111	40,969
流動負債合計	197,175,965	105,626,627
負債合計	197,175,965	105,626,627
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,035,879,444	3,743,121,129
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	590,918,929	680,336,683
(分配準備積立金)	225,969,373	321,865,255
元本等合計	4,626,798,373	4,423,457,812
純資産合計	4,626,798,373	4,423,457,812
負債純資産合計	4,823,974,338	4,529,084,439

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期特定期間		第16期特定期間	
	自	平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	自	平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日
営業収益				
受取利息		10		-
有価証券売買等損益		891,479,033		276,178,813
為替差損益		322,498,267		109,336,593
営業収益合計		568,980,776		385,515,406
営業費用				
支払利息		52,491		51,428
受託者報酬		1,333,460		1,258,273
委託者報酬		29,336,093		27,682,009
その他費用		609,229		497,919
営業費用合計		31,331,273		29,489,629
営業利益		537,649,503		356,025,777
経常利益		537,649,503		356,025,777
当期純利益		537,649,503		356,025,777
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		37,046,448		14,550,057
期首剰余金又は期首欠損金( )		407,416,422		590,918,929
剰余金増加額又は欠損金減少額		35,916,494		45,438,131
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		35,916,494		45,438,131
剰余金減少額又は欠損金増加額		91,024,264		86,890,049
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		91,024,264		86,890,049
分配金		261,992,778		210,606,048
期末剰余金又は期末欠損金( )		590,918,929		680,336,683

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第16期特定期間 自 平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。

（貸借対照表に関する注記）

第15期特定期間末 平成29年 6月15日現在	第16期特定期間末 平成29年12月15日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 4,035,879,444口	1. 特定期間末日における受益権の総数 3,743,121,129口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1464円 (1万口当たり純資産額) (11,464円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1818円 (1万口当たり純資産額) (11,818円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	第16期特定期間 自 平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日
分配金の計算過程	第28期（自 平成28年12月16日 至 平成29年 3月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（104,967,410円）、信託約款に定める収益調整金（611,278,190円）及び分配準備積立金（4,869,262円）より分配対象収益は721,114,862円（1万口当たり1,654.65円）であり、うち104,593,480円（1万口当たり240円）を分配しております。	第30期（自 平成29年 6月16日 至 平成29年 9月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（208,530,582円）、信託約款に定める収益調整金（475,817,019円）及び分配準備積立金（212,566,305円）より分配対象収益は896,913,906円（1万口当たり2,269.02円）であり、うち124,514,263円（1万口当たり315円）を分配しております。

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	第16期特定期間 自 平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日
	第29期(自 平成29年 3月16日 至 平成29年 6月15日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(288,459,183円)、信託約款に定める収益調整金(476,329,396円)及び分配準備積立金(94,909,488円)より分配対象収益は859,698,067円(1万口当たり2,130.12円)であり、うち157,399,298円(1万口当たり390円)を分配しております。	第31期(自 平成29年 9月16日 至 平成29年12月15日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(132,942,826円)、信託約款に定める収益調整金(457,119,910円)及び分配準備積立金(275,014,214円)より分配対象収益は865,076,950円(1万口当たり2,311.09円)であり、うち86,091,785円(1万口当たり230円)を分配しております。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	第16期特定期間 自 平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	第16期特定期間 自 平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日
3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第15期特定期間末 平成29年 6月15日現在	第16期特定期間末 平成29年12月15日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2.時価の算定方法</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p>

第15期特定期間末 平成29年 6月15日現在	第16期特定期間末 平成29年12月15日現在
投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第15期特定期間 自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	第16期特定期間 自 平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

#### 1 元本の移動

区分	第15期特定期間末 平成29年 6月15日現在	第16期特定期間末 平成29年12月15日現在
期首元本額	4,653,844,431円	4,035,879,444円
期中追加設定元本額	301,712,996円	262,283,275円
期中一部解約元本額	919,677,983円	555,041,590円

#### 2 有価証券関係

##### 売買目的有価証券

種類	第15期特定期間末 平成29年 6月15日現在	第16期特定期間末 平成29年12月15日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資証券	489,694,844	68,170,087
親投資信託受益証券	4,334	4,334
合計	489,690,510	68,165,753

#### 3 デリバティブ取引等関係

##### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】



## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	21,669,390	22,081,108	
日本円建小計			21,669,390	22,081,108	
米ドル	投資証券	TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド	14,270,481	37,567,041.23	
米ドル建小計			14,270,481	37,567,041.23 (4,222,535,434)	
合計				4,244,616,542 (4,222,535,434)	

(注1) 親投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、口数及び証券数を表示しております。

## 有価証券明細表注記

- 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
- 合計欄の記載は、邦貨金額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	95.5%	99.5%

(注1) 組入投資証券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

(注2) 有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド」投資証券及び「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて「TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド」の投資証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「マネー・マーケット・マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 「TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド」の状況

「TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド」は「TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・米ドルファンド」とともに、「TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド」のサブファンドとなっております。

「TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド」(以下「当社」といいます。 )は、モーリシャスで設立された米ドル建外国投資法人であります。当社の平成29年3月31日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。

当社の純損益およびその他の包括利益計算書、財政状態計算書、優先株主に帰属する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記は、同ファンドの管理事務代行会社である「インターナショナル フィナンシャル サービスズ リミテッド」から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

## (1) 純損益およびその他の包括利益計算書

2017年3月31日終了年度

	米ドル ファンド	ジャパン ファンド	当社	米ドル ファンド	ジャパン ファンド	当社
	2017年度	2017年度	2017年度	2016年度	2016年度	2016年度
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
収益						
純損益を通じて公正 価値で測定する金融 資産に係る利益/ (損失)純額(注記 8)	192,410	47,306,714	47,499,124	(125,791)	(30,306,573)	(30,432,364)
収益合計	192,410	47,306,714	47,499,124	(125,791)	(30,306,573)	(30,432,364)
費用						
投資顧問報酬(注記 6(b)、14)	(50,205)	1,849,315	1,799,110	(49,702)	2,000,742	1,951,040
専門家報酬	54,588	72,287	126,875	55,866	67,467	123,333
監査報酬	12,478	12,478	24,956	11,299	11,299	22,598
銀行手数料	575	3,845	4,420	486	5,765	6,251
保険料	3,350	3,350	6,700	3,400	3,650	7,050
ライセンス料	3,100	3,100	6,200	3,738	2,462	6,200
費用合計	23,886	1,944,375	1,968,261	25,087	2,091,385	2,116,472
税引前利益/(損 失)	168,524	45,362,339	45,530,863	(150,878)	(32,397,958)	(32,548,836)
税金(注記7)	-	-	-	-	-	-
優先株主に帰属する 純資産の増加/(減 少)額	168,524	45,362,339	45,530,863	(150,878)	(32,397,958)	(32,548,836)

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部です。

## (2) 財政状態計算書

2017年3月31日現在

米ドル ファンド	ジャパン ファンド	当社	米ドル ファンド	ジャパン ファンド	当社
2017年度	2017年度	2017年度	2016年度	2016年度	2016年度
米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル

資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記8)	1,003,112	247,096,151	248,099,263	969,202	234,119,437	235,088,639
前払金および債権(注記9)	9,121	2,079	11,200	4,301	2,079	6,380
現金および現金同等物	8,037	4,452	12,489	2,008	7,443	9,451
資産合計	1,020,270	247,102,682	248,122,952	975,511	234,128,959	235,104,470
資本						
株式資本(注記11)	100	-	100	100	-	100
負債						
未払金および見越費用(注記10)	16,178	173,564	189,742	20,526	162,180	182,706
優先株主に帰属する純資産	1,003,992	246,929,118	247,933,110	954,885	233,966,779	234,921,664
負債合計	1,020,170	247,102,682	248,122,852	975,411	234,128,959	235,104,370
資本および負債合計	1,020,270	247,102,682	248,122,952	975,511	234,128,959	235,104,470
優先株式数	454,759.89	105,541,999.00		512,452.19	120,429,982.00	
優先株式1株当たり純資産額	2.2077	2.3396		1.8633	1.9427	

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部です。

### (3) 優先株主に帰属する純資産変動計算書

2017年3月31日終了年度

	株式数		米ドル		
	米ドル ファンド	ジャパン ファンド	米ドル ファンド	ジャパン ファンド	当社
2015年4月1日現在	512,452.19	128,381,386.00	1,105,763	283,864,737	284,970,500
株式の発行	-	24,140,258.00	-	50,000,000	50,000,000
株式の償還	-	(32,091,662.00)	-	(67,500,000)	(67,500,000)
優先株主に帰属する純資産の減少額	-	-	(150,878)	(32,397,958)	(32,548,836)
2016年3月31日現在	512,452.19	120,429,982.00	954,885	233,966,779	234,921,664
株式の発行	-	3,292,381.00	-	6,900,000	6,900,000
株式の償還	(57,692.30)	(18,180,364.00)	(119,417)	(39,300,000)	(39,419,417)
優先株主に帰属する純資産の増加額	-	-	168,524	45,362,339	45,530,863
2017年3月31日現在	454,759.89	105,541,999.00	1,003,992	246,929,118	247,933,110

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部です。

### (4) キャッシュ・フロー計算書

2017年3月31日終了年度

米ドル ファンド	ジャパン ファンド	当社	米ドル ファンド	ジャパン ファンド	当社
2017年度	2017年度	2017年度	2016年度	2016年度	2016年度

	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
営業活動による キャッシュ・フ ロー						
税引前利益/(損 失)	168,524	45,362,339	45,530,863	(150,878)	(32,397,958)	(32,548,836)
調整項目： 純損益を通じて公 正価値で測定する 金融資産に係る (利益)/損失純 額	(192,410)	(47,306,714)	(47,499,124)	125,791	30,306,573	30,432,364
運転資本の変動： 前払金および債権 の(増加)/減少 額	(4,820)	-	(4,820)	13,700	(1,137)	12,563
未払金および見越 費用の(減少)/ 増加額	(4,348)	11,384	7,036	(3,133)	(38,871)	(42,004)
運転資本変動後の 営業活動による キャッシュ支出	(33,054)	(1,932,991)	(1,966,045)	(14,520)	(2,131,393)	(2,145,913)
純損益を通じて公 正価値で測定する 金融資産に係る支 出	-	(6,400,000)	(6,400,000)	-	(46,595,000)	(46,595,000)
純損益を通じて公 正価値で測定する 金融資産に係る売 却による収入	158,500	40,730,000	40,888,500	16,000	66,232,000	66,248,000
営業活動による正 味キャッシュ収入	125,446	32,397,009	32,522,455	1,480	17,505,607	17,507,087
財務活動による キャッシュ・フ ロー						
株式の発行による 収入	-	6,900,000	6,900,000	-	50,000,000	50,000,000
株式の償還による 支出	(119,417)	(39,300,000)	(39,419,417)	-	(67,500,000)	(67,500,000)
財務活動による正 味キャッシュ支出	(119,417)	(32,400,000)	(32,519,417)	-	(17,500,000)	(17,500,000)
現金および現金同 等物の純増加/ (減少)額	6,029	(2,991)	3,038	1,480	5,607	7,087
現金および現金同 等物期首残高	2,008	7,443	9,451	528	1,836	2,364
現金および現金同 等物期末残高	8,037	4,452	12,489	2,008	7,443	9,451

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部です。

## （５）財務書類に対する注記

2017年3月31日終了年度

### １．一般的事項

TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド（以下「当社」といいます。）は、2005年5月10日にモーリシャスにおいて公開有限責任株式会社として設立され、IFS Court, Bank Street, TwentyEight, Cybercity, Ebene 72201, Mauritiusに登記上の事務所を有しています。当社は、2007年金融サービス法および2008年証券（集団投資スキームおよびクローズド・エンド型ファンド）規則によって、それぞれ金融サービス委員会によって発行されたカテゴリー1のグローバル・ビジネス・ライセンスおよび集団投資スキーム・ライセンスを保有しています。当社は、2つの活発な優先株式のサブ・クラス（米ドルファンドおよびジャパンファンド）を有しています。

当社は、インド証券取引委員会に届出を行ったミューチュアル・ファンドであるTATA・ミューチュアル・ファンド専用のスキーム、TATA・インディアン・オポチュニティーズ・スキーム（以下「当スキーム」といいます。）にのみ投資しています。当スキームは、主として十分な調査に基づく価値および成長志向のインドの企業の株式および株式関連商品に投資しています。当社は、自己資本の中長期的な成長を達成することを主たる投資目的としています。

### ２．作成の基礎

#### (a) 準拠に関する記述

当財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」といいます。）が公表する国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠し、かつこれを遵守し、また2001年モーリシャス会社法の要件を遵守して、継続企業の前提により作成されています。

#### (b) 会計処理および測定的基础

当財務書類は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値による評価を除いて、取得原価主義に基づき作成されています。

#### (c) 機能通貨および表示通貨

当社の財務書類に含まれている項目は、投資者の経済環境の通貨（以下「機能通貨」といいます。）を用いて測定します。当財務書類は、当社の機能通貨かつ表示通貨である米ドル（USD）で表示しています。

経営者は、当社の機能通貨を米ドルに決定しています。この判断に際し、経営者は特に、規制環境および競争環境、募集／償還の通貨単位、手数料体系、当社の金融資産の投資先の経済環境に加えて、特に投資者の経済環境について評価を行います。

#### (d) 見積りおよび判断の使用

IFRSに準拠した財務書類の作成において、取締役は、当財務書類の報告金額および開示に影響を与える見積りおよび仮定を行わなければなりません。実際の結果がそれらの見積りと異なる場合があります。

当財務書類に認識される金額に最も重要な影響を与える会計方針を適用する際の見積りおよび判断に関する情報については、注記5に記載しています。

### ３．重要な会計方針

当社は、下記の会計方針を当財務書類に首尾一貫して適用しています。

#### (a) 収益および費用の認識

収益は、当社に経済的便益が発生する可能性があり、かかる収益が信頼性をもって測定できる限りにおいて認識されます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る損益純額には、すべての実現・未実現の公正価値の変動および外国為替換算差額が含まれていますが、利息および配当収益は除かれます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る実現損益純額は、平均原価法を用いて算出されています。

す。費用は、発生主義で純損益に認識します。

## (b) 金融商品

各金融商品に関してそれぞれ採用している分類、測定、および認識の方法の詳細は、次のとおりです。

### (i) 認識と当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初、取引日に認識します。かかる取引日とは、当社が当該金融商品の契約条項の当事者となる日をいいます。その他の金融資産および金融負債は、組成された日に認識します。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識し、取引コストは純損益に認識します。純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産または金融負債は、公正価値で当初認識し、取得または発行に直接的に帰する取引コストを加算します。

### (ii) 分類

当社は金融資産および金融負債を以下の区分に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

- ・純損益を通じて公正価値で測定するものと指定された、または売却目的で保有する金融資産：株式投資  
償却原価で測定する金融資産

- ・貸付金および債権：債権、現金および現金同等物

償却原価で測定する金融負債

- ・その他の負債：未払金および見越費用ならびに優先株主に帰属する純資産

当社は株式投資をすべて、純損益を通じて公正価値で当初認識するものと指定しています。これは、文書化された投資戦略に従ってこれらの証券を公正価値ベースで取り扱っているためです。これらの証券にかかる内部報告およびパフォーマンス測定は公正価値ベースで行います。

確定金額または決定可能な金額の支払を伴う非デリバティブ金融資産は、活発な市場での相場価格がない、または当該資産の保有者が当初投資額のほぼすべてを回復する見込みのない（信用悪化によるものを除きます。）資産でない限り、貸付金および債権に分類されます。IAS第39号に定める金融商品の区分に対する当社の財政状態計算書に記載された表示項目の調整については、注記13(b)を参照願います。

### (iii) 事後の測定

当初測定の後、当社は純損益を通じて公正価値で測定するものに分類された金融商品について、公正価値による測定を行います。これらの金融商品に係る公正価値の事後の変動は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る損益純額」に計上されます。

純損益を通じて公正価値で測定するものに分類されていない金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定します。利益または損失は、償却過程を通じて認識されるほか、当該金融負債が認識の中止となった時点においても純損益に認識します。

実効金利法は、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、受取利息と支払利息を関連する期間に配分する手法です。実効金利とは、金融商品の予想残存期間、あるいは妥当と認められる場合はより短い期間で、当該金融資産または金融負債の帳簿価額純額まで将来推定される現金支払額または受取額を正確に割り引く利率をいいます。実効金利の計算に際し、当社は当該金融商品の契約条件全てを考慮してキャッシュ・フローの見積もりを行います。将来の貸倒損失については考慮しません。かかる計算には、実効金利の不可分の一部である契約当事者間で授受される全ての手数料、取引コストおよびその他すべてのプレミアムまたはディスカウントを含めます。

### (iv) 公正価値測定

公正価値とは、測定日現在での、主要な市場またはそれが存在しない場合は当社が測定日現在利用可能で最も有利な市場における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却して受け取るであろう価格、または負債を移転して支払うであろう価格として定義されます。負債の公正価値は、不稼働リスクを反映させていません。

当社は、入手可能な場合には金融商品の活発な市場における相場価格を用いて、当該金融商品の公正価値を測定します。市場が「活発である」とみなされるのは、資産または負債の取引が、価格情報の持続的な提供を可能とするだけの十分な頻度および取引量をもって行われている場合です。当社は金融商品の測定を、活発な

市場における相場価格の終値で行います。これは、出口価格の合理的な概算値となるためです。当社は、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、当該変動が生じた報告期間末時点において認識します。

#### (v) 償却原価の測定

金融資産または金融負債の償却原価は、金融資産または金融負債の当初認識時点に測定された価額から、元本の返済を控除し、当初認識額と満期金額との差額についての実効金利法による累積償却額を加減し、減損損失を控除したものです。

#### (vi) 減損

純損益を通じて公正価値で測定するものに分類されない金融資産は、各報告日現在の減損の客観的証拠があるか否かの徴候を評価します。金融資産の当初認識後に一つまたは複数の事象の結果、減損が生じるとの客観的な証拠が存在し、損失をもたらす当該事象が当該資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすと信頼性をもって推定される場合、当該金融資産または金融資産のグループは「減損」されます。

金融資産に減損が生じたとする客観的な証拠とは、債務者または発行体の重大な財政的困難、債務者による債務不履行または遅延支払、そのような状況に陥らない限り当社が想定しないような満期支払額の再設定、債務者または発行体が破産に陥る徴候あるいは債務者の支払状態にかかる不利な変更などをいいます。

金融資産に関する減損損失は、償却原価で測定され、当該金融資産の帳簿価額と、当該金融資産の当初実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として計算されます。損失は純損益に認識し、債権に対する引当勘定に反映されます。減損資産に対する利息は引き続き認識します。減損を認識した後で発生する事象により減損損失が減少した場合には、減損損失の減少は純損益を通じて戻入が行われます。

#### (vii) 認識の中止

当社は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が消滅したか、または、当該金融商品の所有に係るリスクおよび報酬を実質的に全て移転している取引、または当社が実質的に全ての所有に係るリスクおよび報酬を移転も保持もせず当該金融資産に対する支配を失った取引について、契約上のキャッシュ・フローを受領する権利を移転している場合、金融資産の認識の中止を行います。

金融資産の認識を中止した場合、当該資産の帳簿価額（または当該資産の認識を中止した部分に割り当てられる帳簿価額）と受領した対価（取得した新たな資産から、引受けを行った新たな負債を控除した額を含みます。）との差額は、純損益に認識します。当社に発生、または当社が保持する、移転された金融資産に係る利息は、別途資産または負債として認識します。

当社は、金融負債の契約上の債務が免責、取消または失効となった場合、金融負債の認識を中止します。

#### (viii) 相殺

金融資産および金融負債は、当社が、当該金額を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合に限り、財政状態計算書において相殺し、純額を表示します。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る利益または損失、あるいは為替差損益について、収益および費用は純額で表示します。

#### (ix) 個別金融商品

##### 現金および現金同等物

現金は銀行預金から成ります。現金同等物とは、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないものをいいます。

#### (c) 支配株式、業績連動株式および優先株式

当社は、金融商品を当該金融商品の契約条件の実質に従って金融負債または資本性金融商品に分類します。

当社の株式は、支配株式、業績連動株式および優先株式から成ります。

#### (i) 支配株式

支配株式は、償還不能であり資本に分類します。支配株式の発行に直接起因する増分コストは、資本からの控除項目（税効果控除後）として認識します。

#### (ii) 業績連動株式

業績連動株式は、償還可能であり、議決権、配当権および分配権を有します。また、株主に対し、清算時に当該クラスの残余資産の返還を受ける権利を付与しています。

業績連動株式は未発行です。

### (iii) 優先株式

優先株式は、当社の選択によりまたは株主の請求により償還可能であり、負債に分類します。優先株式は、当社の純資産額の比例的な取り分に相当する現金と引き換えに常時、償還可能です。優先株式の発行数は、ジャパンファンドについては割当時の最も近い整数に切り上げた株式数であり、米ドルファンドについては割当時の小数点第2位未満を切り捨てた最も近い株式数です。優先株式の償還数は、ジャパンファンドについては償還時の最も近い整数に切り上げた株式数であり、米ドルファンドについては償還時の小数点第2位未満を切り上げた最も近い株式数です。

### (d) 純資産額

優先株式の各クラスの純資産額は、ある特定のクラスに帰属する純資産を当該クラスの発行済株式数で除することによって計算し、切り捨てにより小数第4位までの概数にします。

### (e) 為替換算

#### 取引高および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートをを用いて米ドルに換算します。当該取引の決済、ならびに外貨建の貨幣性資産・負債の期末為替レートでの換算により生じた為替差損益は、純損益に認識します。

純損益を通じて公正価値で測定する外貨建金融資産および金融負債に係る外国為替換算差額は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る損益純額」の一部として純損益に計上します。その他の資産および負債に係る実現および未実現為替換算差額も純損益に計上し、外国為替取引に含めて開示します。

### (f) 税金

法人所得税は、当期税金および繰延税金から成ります。当期税金はある年度の課税所得に対して納付が予想される税金であり、報告日現在制定されている税率が用いられます。

繰延税金は、資産・負債に係る財務報告目的上の帳簿価額と税務目的上用いられる金額との一時差異に関して認識します。

次の場合には、繰延税金を認識しません。

- ・企業結合ではなく、かつ、会計上の利益または損失にも課税所得または欠損金にも影響しない取引における資産または負債の当初認識による一時差異、および
- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異

繰延税金は、報告日までに制定されているかまたは実質的に制定されている税法に基づき、一時差異が解消するときに適用が予想される税率で測定します。

当期税金負債と当期税金資産とを相殺する法律上強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産と繰延税金負債とが、同一の税務当局によって同じ納税主体または別々の納税主体に課された法人所得税に関するものですが、当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するかまたは同時に実現することを意図している場合には、繰延税金資産と繰延税金負債とを相殺します。

繰延税金資産は、繰越欠損金、繰越税額控除、および将来減算一時差異に対して、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、認識します。繰延税金資産は各報告日現在で再検討し、関連する税金の便益が実現する可能性が高くなった範囲内で減額します。

### (g) 引当金

当社が過去の事象の結果として法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、引当金を認識します。

### (h) 財務リスク管理

当社は金融商品の利用により生じる次のリスクに対するエクスポージャーを有しています。

- ・信用リスク
- ・流動性リスク



## ・市場リスク

### (i) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の一方の当事者が契約上の債務を履行できなくなった場合の当社の財務的損失リスクであり、主として当社の金融資産から生じます。信用リスク管理の方針は、注記13(c)に記載されています。

### (ii) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社が金融負債に関連する債務を履行するにあたり困難に直面するリスクをいいます。流動性リスク管理の方針は、注記13(c)に記載されています。

### (iii) 市場リスク

市場リスクとは、市場価格(例えば、(i)外国為替レート(為替リスク)、(ii)金利(金利リスク)、および(iii)株価(価格リスク))の変化により、当社の収益または保有金融商品の価値に影響を及ぼすリスクをいいます。市場リスク管理は、投資からのリターンの最適化と同時に、パラメータ値の許容範囲内での市場リスク・エクスポージャーの管理・支配を目的としています。

#### (1) 為替リスク

当社は、機能通貨以外の通貨建て取引を行うことがあります。その結果、当社は、当該通貨の為替レートが他の外国通貨に対し、当社の米ドル以外の通貨建て資産または負債の一部の価値に不利な影響を及ぼす形で変化するリスクにさらされています。為替リスク管理の方針は、注記13(c)に記載されています。

#### (2) 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変化により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクをいいます。金利リスク管理の方針は、注記13(c)に記載されています。

#### (3) 価格リスク

価格リスクとは、投資に固有の要因により生じるものであるのか、市場で売買されているすべての金融商品に影響を及ぼすあらゆる要因により生じるものであるのかを問わず、市場価格の変化により金融商品の価値が変動するリスクをいいます。

当社の投資顧問会社は、取締役会の指揮監督下で当社の資産を一任で運用する権限を有しています。

## 4. 新規の基準・解釈指針、および公表済の基準の修正

### (a) 会計方針の変更

当財務書類に適用されている新規および改訂済の基準および解釈指針は以下のとおりです。

#### 開示に関する取組み( IAS第1号の修正)

当該修正は2016年4月1日以降に開始する事業年度から適用され、財務書類を作成する際の重要性および集約の適用について追加的なガイダンスを提供しています。当該修正は、注記の順序、持分法適用会社のその他の包括利益、財政状態計算書ならびに純損益およびその他の包括利益計算書に表示される小計に適用される表示原則についても明確化しています。

財務書類で提示される注記や方針についてはすでに利用者にとって充分明瞭で比較可能性のあるものを提供しているため、当該修正の適用は当財務書類に影響を及ぼすものではありません。

### (b) 未だ適用されていない新たな基準および解釈指針

いくつかの新たな基準や修正が2017年4月1日以降に開始する年度において発効しており、早期適用も認められておりますが、当社は当財務書類を作成するに当たっては以下の新規の基準または修正基準について早期適用を行っておりません。新規の基準のうち当社に関連する可能性のあるものは以下で考察を行っておりません。当社は当該基準の早期適用を予定しておりません。

(i) IFRS第9号：金融商品

IFRS第9号はIAS第39号「金融商品：認識および測定」における複数の分類と測定モデルを、当初、償却原価および公正価値という2つの分類区分のみの単一のモデルに置き換えるものです。

負債性資産の分類は、企業の金融資産を管理する事業モデルと金融資産の契約上のキャッシュフロー特性により決定されます。負債性金融商品の価値が償却原価で測定されるのは以下の条件を満たす場合です。a)事業モデルの目的が契約上のキャッシュフローの回収のために金融資産を保有していること、かつb)金融商品に対する契約上のキャッシュフローが元本の返済および金利の支払のみを表していること。

負債性金融商品と資本性金融商品の複合商品への投資を含め、その他の全ての負債性および資本性金融商品は公正価値で認識されます。

全ての金融資産の公正価値の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に計上されますが、トレーディング目的での保有でない資本性商品は除外され損益計算書または引当金に計上されます（その後の損益への振替は認められません）。公正価値オプションを用いて測定される金融負債について、企業自身の信用リスクの変化と対応する部分については損益計算書ではなくその他包括利益として認識することが必要となります。

新たなヘッジ会計規則（2013年12月公表）ではヘッジ会計を広く行われているリスクマネジメントにより整合するようになっており、一般的に、今後ヘッジ会計の適用はより簡単に行うことが出来るようになるでしょう。新基準は開示要件の拡大および表示の変更の導入も行っています。

2014年12月に、IASBは分類および測定規則にさらなる変更を行っており、新たな減損モデルの導入も行っており、これらの修正により、IFRS第9号は完成したことになります。

これらの変更が導入したものは以下のとおりです。

- ・負債性金融資産のうち一定の金融資産に対する第三の測定区分（その他包括利益を通して公正価値で測定（FVOCI））
- ・信用の質の変化に応じて金融資産が3つのステージ間を移動するという三段階の評価方法を伴う予想信用損失（ECL）モデル。それぞれのステージでは企業が減損をどのように測定し実効金利法を適用するかについて指示しており、重大な金融要素を含んでいない金融資産（売上債権など）については簡便法の利用が認められています。当初認識時において、企業は、資産が信用減損しているとみなされない限り、初日損益を12か月ECL（または売上債権の残存期間にわたるECL）と等しいものとして計上します。

初期評価に基づけば、当該基準は当社に重大な影響を及ぼすものではありません。

(ii) 未実現損失に係る繰延税金資産の認識（IAS第12号の修正）

2016年1月のIAS第12号に対する修正は2017年1月から適用されます。当該修正は、資産が公正価値で測定した際にその公正価値が資産の税務基準額を下回っていた場合の繰延税金の会計処理を明確化しています。具体的には、当該修正は以下の点を確認しています。

- ・資産の帳簿価額が報告期間末時点において税務基準額を下回っていた場合は一時差異が生じること。
- ・企業は、将来の課税所得を見積もる際に、資産の帳簿価額を超える金額での回収を仮定することができること。
- ・税法が特定の種類の繰延税金資産に対して課税所得の源泉を制限している場合、繰延税金資産の回収可能性は同じ種類の他の繰延税金資産との組合せのみで評価されること。
- ・繰延税金資産の取崩しによる税控除は、これら資産の回収可能性の評価に用いられる将来の課税所得の見積りから除外されること。

取締役は現在、当該基準が財務書類に与える影響について検討しています。

(iii) 開示に関する取組み - IAS第7号の修正

キャッシュ・フローが財務活動から生じるキャッシュ・フローとして分類される、または将来分類される場合において金融資産の変動は当該修正による開示に含められなければなりません。例えば財務活動から生じる負債をヘッジする資産について、これが当てはまることとなります。企業は当該修正による開示の一部として、例えば「純負債」の調整表を提供することによりその他の項目の変動を分類することが可能ですが、この場合、その他の項目の変動は財務活動から生じる負債の変動とは区分して開示することが求められます。

こうした情報は期首残高と期末残高の調整表として表形式で開示することが認められていますが、特定の形式が規定されているわけではありません。

上記の修正の適用は当社の財務書類に重大な影響を及ぼすものではありませんでした。

(iv) 顧客との契約から生じる収益 - IFRS第15号

当該基準はIAS第11号「工事契約」、IAS第18号「収益」、IFRIC第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」、IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」、IFRIC第18号「顧客からの資産の移転」およびSIC第31号「収益 - 宣伝サービスを伴うバーター取引」を置き換えるものです。

当該基準は顧客との契約に適用される単一のモデルを含み、一時点で収益を認識するかまたは一定の期間にわたり収益を認識するかという収益の認識に関して2つのアプローチを採ります。当該モデルでは、収益を認識するかどうか、いくらでいつ認識するのかを決定するため、5つのステップによる契約ごとの取引分析が特徴となっています。当該基準は2018年1月1日およびそれ以降に開始する年度から適用され、IFRSによる早期の適用も認められています。

取締役は現在、当該基準が財務書類に与える影響について検討していますが、これまでのところ、当該基準の適用は当社の財務書類に影響を与えるものではないと結論付けています。

(c) 以下の新規または修正済の基準および解釈指針は当社に適用されるものではなく、当社の財務書類に重要な影響を及ぼすものではないと見込まれています。

基準 / 解釈指針		IASBによる発行日	以下の日およびそれ以降に開始する期間に係る発効日
IFRS第1号の修正	IFRSの年次改善2014 - 2016年サイクル (IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」およびIAS第28号「関連会社または共同支配企業に対する投資」の修正)	2016年12月	2018年1月1日
IFRIC第22号	「外貨建取引と前渡・前受対価」	2016年12月	2018年1月1日
IAS第40号の修正	「投資不動産の振替」	2016年12月	2018年1月1日
IFRS第16号	「リース」	2016年1月	2019年1月1日
IFRS第2号の修正	「株式に基づく報酬取引の分類および測定」	2016年6月	2018年1月1日
IFRS第4号の修正	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用	2016年12月	2018年1月1日
IFRS第10号およびIAS第28号の修正	「投資者とその関連会社または共同支配企業の間での資産の売却または拠出」	2014年9月	未公表
IFRS第12号の修正	IFRSの年次改善2014 - 2016年サイクル (IFRS第12号「他の事業体への関与への開示」の修正)	2016年12月	2017年1月1日

## 5. 会計上の判断、および見積りの不確実性の要因となる主な事項

### (a) IFRS第10号「連結財務諸表 - 投資企業の連結の免除」

取締役会は当社が投資企業として適格であると考えているため、IFRS第10号における当該修正を2013年3月31日終了年度に早期適用しています。従って、当社は2017年3月31日終了年度の連結財務書類を表示していません。

### (b) 公正価値の決定

財務書類の作成における会計方針の適用にあたっては、取締役による将来の取引または事象についての可能性、時期または金額など将来のキャッシュ・フローおよびその他の展開に係る仮定および見積りに関する判断が必要となります。公正価値測定のためには、特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上で判断される必要があります。何が「観察可能」であるかの決定には、当社による重要な判断が求められます。

活発な市場における相場価格のない証券の公正価値は、定評ある価格の提供元(算定機関など)またはマーケット・メーカーからの気配値を用いて当社が判断することができるものとします。当社は、使用する価格情報源の量および質に基づき判断および見積りを実施します。市場のデータが全く利用できない場合、当社は自社のモデルを用いてポジションを評価することができるものとします。当該モデルは、通常、業界内で一般に標準的に認識されている評価手法および評価技術に基づくものです。2017年3月31日現在、当スキームに

対する投資の公正価値は、当スキームの純資産額に基づき算定されています。当社は、会計方針の適用にあたってこの他には重要な判断を行っておらず、重大なリスクを抱える可能性のある、あるいは資産または負債の帳簿価額に重大な調整をもたらす可能性のある不確実性を見積りにあたっての情報源も他にはありません。当スキームの純資産は主に市場価格のある証券への投資から算出されていることから、当社の取締役は当スキームの公正価値は注記13に記載の公正価値ヒエラルキーにおけるレベル2に区分されると考えています。

#### (c) 機能通貨の決定

当社の機能通貨の決定は、取引の記録および発生する換算差額が選択された機能通貨に左右されるため、極めて重要です。注記2(c)に記載されているとおり、取締役はそれらの要素を検討し、当社の機能通貨を米ドルに決定しています。

#### (d) 継続企業

当社の経営者は、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを検討し、当社が予見し得る将来にわたって事業を継続するための財源を有していると確信しています。さらに、経営者は当社が継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような重要な不確実性を認識していません。従って、当財務書類は引き続き継続企業の前提により作成されています。

### 6. 管理事務代行会社および投資顧問会社

#### (a) 管理事務代行会社

インターナショナル フィナンシャル サービスズ リミテッド(以下「IFS」といいます。)は、2005年5月10日から当社の管理事務代行会社および秘書役に任命されています。IFSはサービス提供の対価として専門家報酬を受け取る権利を有します。

#### (b) 投資顧問会社

TATA アセット マネジメント(モーリシャス)プライベート リミテッド(以下「投資顧問会社」といいます。)は、当社の投資顧問会社に任命されています。当社は2014年4月1日以降、2005年5月31日付の投資顧問契約およびインフォメーション・メモランダムに従って、管理事務費、保管料、販売料、監査報酬、登録・ライセンス料、法律顧問料、販売活動費、銀行手数料およびその他の運用費用を確保した後、投資顧問会社に対して投資顧問報酬を毎月支払っています。

2017年3月31日に終了した年度に発生した投資顧問報酬は以下のとおりです。

- ・米ドルファンド: なし(2016年度: なし)
- ・ジャパンファンド: 1,849,315米ドル(2016年度: 2,000,742米ドル)

2017年3月31日現在の未払金には以下の投資顧問報酬が含まれています。

- ・米ドルファンド: なし(2016年度: なし)
- ・ジャパンファンド: 156,201米ドル(2016年度: 145,967米ドル)

#### 米ドルファンド

2014年4月1日以降、米ドルファンドは優先株式の日次純資産額の年率2.5%を上限として自己費用を負担するとの総費用率(以下「TER」といいます。)に関する合意が米ドルファンドと投資顧問会社の間に存在します。2.5%の上限を超える費用が投資顧問会社の負担となります。米ドルファンドの費用が2.5%の上限を下回る場合、費用は米ドルファンドの負担となり、その費用との差額が投資顧問報酬として投資顧問会社に支払われます。

2017年3月31日に終了した年度において、米ドルファンドの費用は50,205米ドル(2016年度: 49,702米ドル)で2.5%の上限を超過し、投資顧問会社から払い戻されました。

#### ジャパンファンド

2014年4月1日以降、ジャパンファンドは優先株式の日次純資産額の年率0.8%を上限として自己費用を負担するとのTERに関する合意がジャパンファンドと投資顧問会社の間に存在します。0.8%の上限を超える費用が投資顧問会社の負担となります。ジャパンファンドの費用が0.8%の上限を下回る場合、費用はジャパンファンドの負担となり、その費用との差額が投資顧問報酬として投資顧問会社に支払われます。

2017年3月31日に終了した年度において、投資顧問会社の負担となる費用は発生しておりません(2016年度：なし)。

## 7. 税金

当社およびその株主の所得および利益への課税は、モーリシャス、当社が投資する国々、および株主が居住するかまたは課税される管轄地域の財政法および慣行に従います。下記の要約は有効な税法および税務慣行に基づいていますが、それらについては変更される可能性があります。

### (a) モーリシャス

当社はモーリシャス税務当局から居住者証明書を受領しています。これは一定の条件を満たしていることを条件に年1回更新可能であり、かかる証明書は移住状態の決定要因となっています。当社はモーリシャスにおいて、15%の法人所得税を納付する義務があります。しかし、当社は実際に課税された外国税額と、外国を源泉とする所得に対して納付すべきモーリシャスの税金の80%のうち、いずれか高い方の税額控除を受ける権利を有しているため、実効税率は3%に軽減されます。

当社の管理下にある受益証券または有価証券の売却から生じる利益は、モーリシャスにおいて非課税となります。当社が株主へ支払う配当金および買戻し金は源泉税の対象ではありません。

期間中に発生した税務上の欠損金は、その後5年間の所得年度に発生する所得と相殺するため繰り越すことができます。2017年3月31日現在、当社は税務上の繰越欠損金を有しておりません(2016年度：なし)。

税金費用と適用税率15%で算出した税額との間の調整は次のとおりです。

	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル
実効税額の調整		
税引前利益 / (損失)	45,530,863	(32,548,836)
税金(15%)	6,829,629	(4,882,325)
非課税(所得) / 費用に関する税効果	(5,389,751)	7,258,395
非課税所得に関する税効果	(1,735,117)	(2,693,540)
非課税所得関連費用に関する税効果	295,239	317,470
税金費用	-	-

### (b) インド

当社は、不確実な税務ポジションが与える影響を確定するため、提案中または発行された税法、規則および実例を分析しています。2016年12月31日において、以下に記載している以外には、今後12か月においてこれまで未認識であった所得税控除が重大な影響を与えうる潜在的な後発事象はありません。

モーリシャスの税務上の居住者として、当社は、インドとモーリシャスとの間の二重課税防止条約(以下「DTAA」といいます。)に基づく便宜が与えられる見込みです。2016年に、インド、モーリシャス両政府はこれまでのDTAAを見直し、既存の税控除に一定の変更が行われました。改正されたDTAAでは、モーリシャスの企業が2017年4月1日以降に取得する株式の処分から生じるキャピタル・ゲインはインドにおいて課税されることが規定されています。しかし、2017年3月31日までに取得した株式への投資は、売却日に関わりなく、インドにおいてキャピタル・ゲイン税の対象とはなりません。

さらに、2017年4月1日以降に取得し2019年3月31日までに売却される株式は、モーリシャスの企業が、モーリシャスにおける最低支出水準を含む、あらかじめ定められた優遇条項の上限を満たしている場合、インド国内の実効税率の50%に相当する優遇税率で課税されることとなります。

モーリシャスの企業が株式以外のインドの金融商品(リミテッド・パートナーシップ、オプション、先物、ワラント、債券およびその他債務商品など)に対して行った投資の売却は、この変更による影響を受けず、インドにおけるキャピタル・ゲイン税は引き続き非課税となります。

改正されたDTAAでは、2017年3月31日以降の請求権や債権に関してモーリシャスの居住者に対してインドにおいて発生する利子はインドにおける源泉徴収の対象となり7.5%の税率となります。

## 8. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

## (a) 当スキームにおける受益証券保有口数

	米ドルファンド		ジャパンファンド	
	2017年度 口数	2016年度 口数	2017年度 口数	2016年度 口数
期首現在	1,671,263	1,696,822	403,708,577	433,849,854
取得	-	-	10,241,993	75,846,703
処分	(246,205)	(25,559)	(62,916,544)	(105,987,980)
期末現在	1,425,058	1,671,263	351,034,026	403,708,577

## (b) 投資の公正価値

	米ドルファンド		ジャパンファンド	
	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル
期首現在	969,202	1,110,993	234,119,437	284,063,010
取得	-	-	6,400,000	46,595,000
処分	(158,500)	(16,000)	(40,730,000)	(66,232,000)
純損益を通じて公正価値で測定 する金融資産に係る利益 / (損失) 純額	192,410	(125,791)	47,306,714	(30,306,573)
公正価値に係る(損失) / 利益	93,424	(135,613)	35,838,251	(48,253,687)
処分による利益	98,986	9,822	11,468,463	17,947,114
期末現在	1,003,112	969,202	247,096,151	234,119,437

2017年3月31日現在の当社が保有する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は248,099,263米ドルでした(2016年度:235,088,639米ドル)。公正価値は、2017年3月31日現在の当スキームの受益証券1口当たり純資産額45.5965インド・ルピー(2016年度:38.4679インド・ルピー)に基づき算定しています。

## (c) 非連結組成企業への関与

当社は非連結組成企業に係る当社の持分に関連する市場価格のない当スキームの受益証券を100%保有しています。係る投資の性格および目的は、当社の投資家のため資本増価によりリターンを達成することです。損失に対する最大エクスポージャーは、金融資産の帳簿価額となります。2017年3月31日終了年度において、当社は当スキームに対して金融およびその他の支援を提供していません。また、当社は当スキームに金融またはその他の支援の提供を約束しておらず、その意向もありません。当社は、必要が生じた場合は、当スキームの受益証券を償還することができます。

## 9. 前払金および債権

	米ドルファンド		ジャパンファンド	
	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル
前払ライセンス料	763	763	763	763
前払保険料	566	566	566	566
前払専門家報酬	750	750	750	750
投資顧問会社未収金	7,042	2,222	-	-
	9,121	4,301	2,079	2,079

2017年3月31日現在の前払金および債権の合計額は11,200米ドルでした(2016年度:6,380米ドル)。

## 10. 未払金および見越費用

	米ドルファンド		ジャパンファンド	
	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル
投資顧問報酬	-	-	156,201	145,967
トレーラー料	415	5,913	-	-
監査報酬	12,363	11,213	12,363	11,213
専門家報酬	3,400	3,400	5,000	5,000
	16,178	20,526	173,564	162,180

2017年3月31日現在の未払金および見越費用の合計額は189,742米ドルでした(2016年度:182,706米ドル)。

## 11. 株式資本

### 支配株式

支配株式は償還不能であり、議決権が付与され、株主に対し、清算時に払込資本の額面価額を受け取る権利を付与しています。支配株式の所有者には配当受領権はありません。

報告日現在、発行済支配株式(1株当たり額面1米ドル)は、次のとおりです。

	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル
期首/期末現在	100	100

## 12. 優先株式

優先株式は、当社の選択または株主の請求により償還可能であり、負債に分類されます。優先株主は、通常株主総会および保有するクラスの株主総会について、通知の受領、出席、および議決の権利を有します。優先株式は配当受領権を有し、清算時においては、クラスの株主間に分配可能な資産は、当社の規約により、当該クラスの株主に対する、当該株主が保有する株式の額面と可能な限り同じ金額の、株式数に可能な限り比例して行われる残余財産の支払に充当されます。

米ドルファンドおよびジャパンファンドの優先株式の募集価格および償還価格は1株当たり純資産額により決定しています。米ドルファンドには、募集金額の4%までの募集手数料が適用され、販売会社に支払われます。募集手数料は、投資顧問会社および取締役会の裁量で放棄することができます。募集手数料は、ジャパンファンドには適用されません。

株主は、株式の全部または一部の償還を請求することが可能です。しかし、取締役は、米ドルファンドの純資産額合計が、4週間連続で5百万米ドルを下回った場合、米ドルファンドのすべての流通済株式を、4週間前に通知することにより償還する権利または他のクラスの株式に転換する権利を有しています。

しかし、転換前に、取締役は、株式を償還価格で償還する募集を行うことによって、米ドルファンドの解約の機会を株主に与えるものとします。米ドルファンドおよびジャパンファンドに償還手数料は適用されません。

報告日現在、発行済優先株式は、次のとおりです。

### 米ドルファンド

	2017年度		2016年度	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
期首現在	512,452.19	954,885	512,452.19	1,105,763
償還	(57,692.30)	(119,417)	-	-
優先株主に帰属する純資産 の増加/(減少)額	-	168,524	-	(150,878)

期末現在	454,759.89	1,003,992	512,452.19	954,885
------	------------	-----------	------------	---------

## ジャパンファンド

	2017年度		2016年度	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
期首現在	120,429,982.00	233,966,779	128,381,386.00	283,864,737
募集	3,292,381.00	6,900,000	24,140,258.00	50,000,000
償還	(18,180,364.00)	(39,300,000)	(32,091,662.00)	(67,500,000)
優先株主に帰属する純資産 の増加/(減少)額	-	45,362,339	-	(32,397,958)
期末現在	105,541,999.00	246,929,118	120,429,982.00	233,966,779

2017年3月31日現在、発行済優先株式は105,996,758.90株でした(2016年度:120,942,434.19株)。優先株主に帰属する純資産合計は247,933,110米ドルでした(2016年度:234,921,664米ドル)。

## 13. 金融商品および関連リスク

### (a) 公正価値

公正価値は測定日現在での市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されます。

当社は、入手可能な場合には金融商品の活発な市場における相場価格を用いて、当該金融商品の公正価値を測定します。市場が活発であるとみなされるのは、相場価格が容易かつ定期的に入手可能であり、独立第三者間ベースで定期的に生じている実際の取引を表している場合です。

金融商品の市場が活発でない場合、当社は評価技法を用いて公正価値を決定します。評価技法には、取引の知識がある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引(利用可能な場合)、実質的に同じである他の金融商品のその時点での公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析、およびオプション価格算定モデルなどがあります。

選択した評価技法は、市場のインプットを最大限に利用し、当社固有の見積りには極力依存せず、市場参加者が価格設定の際に考慮するであろうすべての要素を織り込み、金融商品の価格算定について受け入れられている経済学的方法論と整合しています。評価技法へのインプットは、市場の予想および当該金融商品に固有のリスク・リターン要素の測定値を合理的に表しています。

当初認識時における金融商品の公正価値の最善の証拠は、取引価格(すなわち、支払対価または受取対価の公正価値)です。ただし、当該金融商品の公正価値が、同一の(すなわち、変形も改造もなされない)金融商品の他の観察可能なその時点での市場取引との比較により、または観察可能な市場からのデータのみを変数とした評価技法に基づいて、証明される場合を除きます。

取引価格が当初認識時における公正価値の最善の証拠となる場合には、当該金融商品は当初、取引価格で測定し、この価格と、当初、評価モデルを用いて得た価値との差異については、事後に当該金融商品の残存期間にわたり、ただしその評価が観察可能な市場データによって完全に裏付けられているかまたは取引が終了するときまで、適切な基準で純損益に認識します。

当社は測定に用いられるインプットの重要性を反映する次の公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値を測定します(該当する場合)。

- **レベル1**：活発な市場から容易に入手可能な相場価格(無調整)のインプット。
- **レベル2**：直接的(価格)または間接的(価格から算出)に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット。本区分に含まれるのは、類似の金融商品に対する活発な市場での取引市場価格、活発ではないとみなされる市場における同一または類似の金融商品に対する相場価格、または、すべての重要なインプットが市場データから直接的または間接的に観察可能なその他評価技法のいずれかを用いて評価される金融商品です。
- **レベル3**：観察不能なインプット。本区分に含まれるのは、評価技法が観察可能なデータに基づかないインプットを含み、当該観察不能なインプットが金融商品の評価に重大な影響を及ぼすすべての金融商品です。本区分には、類似の金融商品に対する相場価格に基づき評価しますが、当該金融商品の間の差異を反映するため重要かつ観察不能な調整または仮定が求められる金融商品が含まれます。



(i) 公正価値で測定される金融商品

次の表は、金融商品を公正価値ヒエラルキーのレベル別に分類したものです。これらの金融商品の帳簿価額は公正価値に近似します。

2017年3月31日 - 当社	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	248,099,263	-	248,099,263
	-	248,099,263	-	248,099,263
2016年3月31日 - 当社	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	235,088,639	-	235,088,639
	-	235,088,639	-	235,088,639

(ii) 公正価値で測定されない金融商品

公正価値で測定されない金融商品は短期の金融資産および金融負債であり、その帳簿価額は公正価値に近似しており、以下のとおりです。

	当社	
	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル
金融資産		
債権	7,042	2,222
現金および現金同等物	12,489	9,451
	19,531	11,673
金融負債		
未払金および見越費用	189,742	182,706
優先株主に帰属する純資産	247,933,110	234,921,664
	248,122,852	235,104,370

当社は移転が生じた報告期間の期末時点で、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識しています。2017年度においてレベル間の振替はありませんでした（2016年度：振替なし）。

前受金は4,158米ドル（2016年度：4,158米ドル）で、金融資産には含まれていません。

公正価値の測定に用いるインプットは、場合によって公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに分類されることがあります。このような場合、公正価値ヒエラルキー内の投資レベルは、公正価値の測定に重大な影響を及ぼすインプットの最も低いレベルに基づくものとしています。

公正価値測定の全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上で判断される必要があります。何が「観察可能」であるかの決定には、当社による重要な判断が求められます。当社は、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって提供される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

報告日現在における上場株式の公正価値が、相場価格あるいは拘束力のあるディーラーの呼び値に基づく場合、当該商品は、取引コストを控除せずに、公正価値ヒエラルキーのレベル1に含めるものとします。当スキームへの当社の投資は、当スキームの管理事務代行会社の計算による報告日現在の当スキームの純資産額に基づき価格が決定されます。2017年3月31日現在および2016年3月31日現在において、当社は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される当スキームへの投資を保有しています。

(b) 金融資産および金融負債の分類

次の表は、金融商品の区分に対する当社の財政状態計算書に記載された表示項目の調整を示しています。

2017年3月31日 - 当社	公正価値での 測定指定 米ドル	貸付金 および債権 米ドル	その他の 負債 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	248,099,263	-	-	248,099,263
債権	-	7,042	-	7,042
現金および現金同等物	-	12,489	-	12,489
	<u>248,099,263</u>	<u>19,531</u>	<u>-</u>	<u>248,118,794</u>
金融負債				
未払金および見越費用	-	-	(189,742)	(189,742)
優先株主に帰属する純資産	-	-	(247,933,110)	(247,933,110)
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(248,122,852)</u>	<u>(248,122,852)</u>
2016年3月31日 - 当社	公正価値での 測定指定 米ドル	貸付金 および債権 米ドル	その他の 負債 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	235,088,639	-	-	235,088,639
債権	-	2,222	-	2,222
現金および現金同等物	-	9,451	-	9,451
	<u>235,088,639</u>	<u>11,673</u>	<u>-</u>	<u>235,100,312</u>
金融負債				
未払金および見越費用	-	-	(182,706)	(182,706)
優先株主に帰属する純資産	-	-	(234,921,664)	(234,921,664)
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(235,104,370)</u>	<u>(235,104,370)</u>

### (c) 関連リスク

金融商品に関連するリスクに対する当社のエクスポージャー、リスクの測定および管理の目的、方針、および手続は、下記のとおりです。さらなる定性的・定量的開示は、当財務書類の全体にわたって記載されています。

### (i) 信用リスク

金融資産には、相手方が取決めの条件を満たすことができなくなるリスクの要素を内包しています。当社のリスク管理方針に従って、取引はすべて、金融機関の信用度を十分に考慮して慎重に相手方が割り当てられます。高い信用格付けを有する相手方を選択することも、当社の方針です。

下記の要約のとおり、報告日現在、信用リスクに対する当社のエクスポージャーは認識した金融資産の帳簿価額に限定されています。

金融資産	当社	
	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル
債権	7,042	2,222
現金および現金同等物	12,489	9,451
	<u>19,531</u>	<u>11,673</u>

### (ii) 流動性リスク

当社は、十分な現金および市場性のある投資を保持しており、当スキームで保有している投資を処分する能力により流動性リスクを管理しています。また、当社では負債による資金調達を行わないため、流動性リスク

は実質的に減少しています。

当社の株主は、各評価日に当社の株式を償還することができます。流動性リスクを管理するため、当社は、償還を希望する株主に償還金を支払うため、償還相当額の当スキームの受益証券を売却します。

次の表は、契約上の割引前支払額に基づく、当社の金融負債の流動性リスクに関する概略を要約したものです。

	当社	
	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル
1年以内支払：		
未払金および見越費用	189,742	182,706
要求払：		
優先株主に帰属する純資産	247,933,110	234,921,664

(iii) 集中リスク

当社の金融資産の大部分はインドに対する投資から成り、その他のより先進的な市場に対する投資に通常伴わない一定の問題およびリスクを伴います。

インドの証券市場は、小規模、流動性の低さおよびボラティリティの高さに加えて、未発達であり、多くの場合、インドの発行体についての入手可能な公表情報は、より先進的な市場よりも極めて少ないです。

将来インドに経済的・政治的な変化が起きた場合、当社の投資の流動性もしくは価値、またはその双方に不利な影響が及ぶこともあり得ます。さらに、当社の為替リスクのヘッジ能力が限定的であるため、当社は通貨切り下げおよびその他の為替レートの変動にさらされる可能性があります。

(iv) 市場リスク

市場リスクは損失と利益の双方の可能性を内包しており、為替リスク、金利リスク、および価格リスクなどがあります。当社のリスク管理戦略は、当スキームへの投資を通じた資本増価を達成するという当社の主たる投資目的によって決まります。

(1) 為替リスク

当社は、報告通貨以外の通貨建（主としてインド・ルピー（INR）建）の当スキームにおける受益証券を保有しています。その結果、当社は、米ドルのインド・ルピーに対する為替レートが、当社のインド・ルピー建資産の報告価額に不利な影響を及ぼす形で変化するリスクにさらされています。投資顧問会社は、為替ポジションおよび為替エクスポージャーについて定期的に監視を行います。

投資顧問会社は、ヘッジ戦略については監視を行いません。インド・ルピーの米ドルに対する為替変動があった場合、優先株式1株当たり純資産額に相応の変動が生じます。

当社が購入を行っている当スキームは、当社の機能通貨とは異なる通貨で投資する場合があります。したがって、当社は間接的に為替リスクへのエクスポージャーを有することになります。このリスクについては、当スキームの投資顧問会社が監視し、管理を行います。

為替の概略

下記は、当社の金融資産および金融負債の為替の概略を要約したものです。

	当社 2017年度		当社 2016年度	
	金融資産 米ドル	金融負債 米ドル	金融資産 米ドル	金融負債 米ドル
インド・ルピー	248,099,263	-	235,088,639	-
米ドル	19,531	248,122,852	11,673	235,104,370
	248,118,794	248,122,852	235,100,312	235,104,370

感応度分析

次の表は、報告日現在、当社が重要なエクスポージャーを有する外国為替レートの合理的に起こり得る変化に対する、優先株主に帰属する純資産の大まかな変化を示したものです。当社は、主としてインド・ルピーのボラティリティにさらされています。

	当社 2017年度		当社 2016年度	
	対インド・ルピーで の米ドルの上昇/ (下落) %	優先株主に 帰属する純資産への 影響額 米ドル	対インド・ルピーで の米ドルの上昇/ (下落) %	優先株主に 帰属する純資産への 影響額 米ドル
インド・ルピー建 金融資産	2 (2)	(2,669,183) 7,348,371	10 (10)	(19,234,525) 28,733,056

関連する外国通貨に対する米ドルの上昇・下落幅2%は、社内で経営者に対し外国為替リスクを報告するときに用いる感応度の比率であり、外国為替レートの合理的に起こり得る変化に関する経営者の評価を表しています。

感応度分析の算定は、外国為替レートの変化が報告日に生じており、当該変化を同日現在において存在する金融商品の為替リスクに対する当社のエクスポージャーに適用し、かつ、他のすべての変数(特に金利)が不変であったという仮定によります。

上記の変化は、翌年度の報告日までの期間にわたる外国為替レートの合理的に起こり得る変化に関する経営者の評価を表しています。上記の表に示されている分析結果は、報告日現在の実勢為替レートで米ドルに換算した外国為替で測定した当社の留保利益に対する影響を表しています。当該分析は感応度の比率を除き、2016年度と同一の基準で実施されています。

## (2) 金利リスク

当社の金融資産および金融負債は、現金および現金同等物を除き、無利息です。しかし、現金および現金同等物に係る市場実勢金利が事実上ゼロであるため、当社が当報告年度に受け取った金利収益はありません。従って、当社が市場金利の実勢水準の変動により相当な量のリスクを被ることはありません。

現金預金の受取利息は、特に金利の変化によって金額が変動する可能性があります。当社は保有資産の全般的な運用成績の最適化に努めていますが、無利息の投資に重点を置く当社の方針上、金利収益の最大化に努めていません。

## 感応度分析

当社は、現金および現金同等物に係る銀行利息を稼得する範囲内でのみ、金利リスクにさらされています。これらの現金残高は最小限の水準のままであり、市場金利の実勢水準がほとんどゼロに近く、金利リスクに重要性はないと考えられることから、感応度分析は開示していません。2016年度についても同様の結論が適用されています。

## (3) 価格リスク

当社の投資の価格は、市場要因または他の特定の取引要因により絶えず変化します。従って、当社は、報告日現在の投資の報告価額が、保有する投資の価格の変動により不利な影響を受けるリスクにさらされています。

## 感応度分析

次の表は、関連する金融商品の価格の合理的に起こり得る変化に対する、当社の優先株主に帰属する純資産の大まかな変化を示したものです。

	当社 2017年度		当社 2016年度	
	価格の上昇/ (下落) %	優先株主に帰属する 損益および純資産へ の影響額 米ドル	価格の上昇/ (下落) %	優先株主に帰属する 損益および純資産へ の影響額 米ドル

価格感応度の高い 金融資産	20 (20)	49,332,834 (49,332,834)	1 (1)	2,350,886 (2,350,886)
------------------	------------	----------------------------	----------	--------------------------

感応度分析の算定は、市場価格の合理的に起こり得る変化が報告日に生じており、当該変化を同日現在存在する価格リスクに対するエクスポージャーに適用したという仮定によります。また、当社の金融資産の公正価値が関連する市場価格との過去の相関関係に従って変化しており、当社の金融資産が関連する市場価格の合理的に起こり得る低下により減損していないとみなされ、かつ、他のすべての変数が不変であったと仮定されています。上記の変化は、翌年度の報告日までの期間にわたる関連する市場価格の合理的に起こり得る変化に関する取締役会の評価を表しています。当該分析は感応度の比率を除き、2016年度と同一の基準で実施されています。

#### 14. 関連当事者との取引

当報告年度中に、当社は下記の関連当事者と取引を行いました。関連当事者取引の性質、取引金額、および残高は次のとおりです。

関連当事者の名称	関係	取引の性質	取引金額		残高	
			当社		当社	
			2017年度 米ドル	2016年度 米ドル	2017年度 米ドル	2016年度 米ドル
TATA アセット マネ ジメント (モーリシャ ス) プライベート リミ テッド	投資顧問会社	投資顧問報酬	1,799,110	1,951,040	(156,201)	(145,967)
インターナショナル フィナンシャル サービ シズ リミテッド	管理事務代行 会社、秘書役 および管理者	専門家報酬	109,339	111,325	(7,650)	(5,420)

投資顧問会社との取引は、注記6(b)に記載されています。注記11に記載のとおり、投資顧問会社はまた、額面1米ドルの当社の支配株式を100口保有しています。

#### 15. 自己資本管理

当社における自己資本管理の主たる目的は、株主に対するリターンを最大化のために安定した強固な基盤を確保し、かつ、償還により生じる流動性リスクを管理することにあります。

当社は、募集および償還の水準の定期的なモニタリング、ならびに予想される償還に見合う十分な流動資産の維持を通じて、自己資本を管理しています。

2017年3月31日現在、優先株主に帰属する純資産は247,933,110米ドルでした(2016年度:234,921,664米ドル)。

#### 16. 報告日後の事象

報告日後に、当社および当財務書類の理解に重要な影響を及ぼすような事象はありません。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

	平成29年 6月15日現在	平成29年12月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	123,252,308	123,212,705
流動資産合計	123,252,308	123,212,705
資産合計	123,252,308	123,212,705
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払利息	236	195
流動負債合計	236	195
負債合計	236	195
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	120,915,179	120,915,179
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	2,336,893	2,297,331
元本等合計	123,252,072	123,212,510
純資産合計	123,252,072	123,212,510
負債純資産合計	123,252,308	123,212,705

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

平成29年 6月15日現在		平成29年12月15日現在	
1. 計算日における受益権の総数	120,915,179口	1. 計算日における受益権の総数	120,915,179口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額		2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0193円	1口当たり純資産額	1.0190円
(1万口当たり純資産額)	(10,193円)	(1万口当たり純資産額)	(10,190円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	自 平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	同左

区分	自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	自 平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p style="padding-left: 2em;">市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p style="padding-left: 2em;">信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p style="padding-left: 2em;">流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

平成29年 6月15日現在	平成29年12月15日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	自 平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

## 1 元本の移動

区分	平成29年 6月15日現在	平成29年12月15日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	120,915,179円	120,915,179円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
同期末における元本の内訳		
フロンティア・ワールド・インカム・ファンド	98,705,927円	98,705,927円
リアル・インド株式ファンド(3ヵ月決算型)	21,669,390円	21,669,390円
フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)	490,794円	490,794円
グローバル・フォーカス(毎月決算型)	49,068円	49,068円
合計	120,915,179円	120,915,179円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算型）

（平成29年12月29日現在）

資産総額	4,494,752,905円
負債総額	20,158,457円
純資産総額（ - ）	4,474,594,448円
発行済口数	3,631,723,182口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2321円
（1万口当たり純資産額）	（12,321円）

（参考）マネー・マーケット・マザーファンド

（平成29年12月29日現在）

資産総額	123,209,857円
負債総額	207円
純資産総額（ - ）	123,209,650円
発行済口数	120,915,179口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0190円
（1万口当たり純資産額）	（10,190円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

## (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### a．資本金の額（平成29年12月29日現在）

資本金の額	20億円	
会社が発行する株式総数	100,000株	（普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株）
発行済株式総数	40,000株	（普通株式24,490株、A種種類株式 15,510株）

種類株式の発行が可能

直近5カ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### b．会社の機構（平成29年12月29日現在）

###### （イ）会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### （ロ）投資運用の意思決定機構

###### 1.投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

###### 2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基

づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成29年12月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,293,117,020,606
追加型株式投資信託	855	12,654,793,140,365
単位型公社債投資信託	56	279,714,647,698
単位型株式投資信託	136	918,568,212,117
合計	1,085	15,146,193,020,786

## 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、第32期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第31期 （平成28年3月31日現在）	第32期 （平成29年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金	12,951,736	27,972,477
金銭の信託	13,094,914	12,366,219

有価証券		-		297,560
未収委託者報酬		4,460,404		10,164,041
未収運用受託報酬		1,859,778		7,250,239
未収投資助言報酬		277,603		316,414
未収収益		205,097		52,278
前払費用		44,951		533,411
繰延税金資産		341,078		678,104
その他		40,689		445,717
	流動資産計	33,276,255		60,076,462
固定資産				
有形固定資産		658,607		1,900,343
建物	1	29,219	1	1,243,812
車両運搬具	1	549	1	-
器具備品	1	184,683	1	656,235
建設仮勘定		444,155		295
無形固定資産		1,706,201		1,614,084
商標権		7		5
ソフトウェア		1,645,861		1,511,558
ソフトウェア仮勘定		53,036		98,483
電話加入権		7,148		3,934
電信電話専用施設利用権		146		103
投資その他の資産		6,497,772		10,055,336
投資有価証券		458,701		3,265,786
関係会社株式		3,229,196		3,306,296
長期差入保証金		2,040,945		1,800,827
前払年金費用		-		686,322
繰延税金資産		679,092		893,887
その他		89,835		102,215
	固定資産計	8,862,580		13,569,764
資産合計		42,138,836		73,646,227

(単位：千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	966,681	1,169,128
未払金	2,055,332	4,745,195
未払収益分配金	-	1,027
未払償還金	49,873	57,332
未払手数料	1,744,274	4,062,695

その他未払金	261,185	624,140
未払費用	3,076,566	7,030,589
未払法人税等	1,223,957	1,915,556
未払消費税等	352,820	891,476
賞与引当金	728,769	1,432,264
役員賞与引当金	-	27,495
流動負債計	8,404,128	17,211,706
固定負債		
退職給付引当金	997,396	1,305,273
役員退職慰労引当金	154,535	-
時効後支払損引当金	-	216,466
本社移転費用引当金	-	942,315
固定負債計	1,151,932	2,464,055
負債合計	9,556,060	19,675,761
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	-	17,124,479
利益剰余金	28,000,340	31,899,643
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	27,877,047	31,776,350
別途積立金	22,030,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	5,347,047	6,696,350
株主資本計	32,428,818	53,452,601
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	153,956	517,864
評価・換算差額等計	153,956	517,864
純資産合計	32,582,775	53,970,465
負債・純資産合計	42,138,836	73,646,227

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		

委託者報酬	30,188,445		56,355,754	
運用受託報酬	7,595,678		12,834,241	
投資助言報酬	993,027		1,002,482	
その他営業収益	724,211		378,715	
営業収益計		39,501,363		70,571,194
営業費用				
支払手数料	12,946,176		24,957,038	
広告宣伝費	468,931		838,356	
公告費	258		991	
調査費	7,616,390		15,105,578	
調査費	4,969,812		7,780,474	
委託調査費	2,646,578		7,325,104	
委託計算費	412,257		891,379	
営業雑経費	548,183		1,102,921	
通信費	34,855		51,523	
印刷費	436,756		926,453	
協会費	23,698		37,471	
諸会費	40		74	
支払販売手数料	52,833		87,399	
営業費用計		21,992,198		42,896,265
一般管理費				
給料	5,382,757		8,517,089	
役員報酬	242,446		220,145	
給料・手当	4,431,015		7,485,027	
賞与	709,295		811,916	
交際費	43,975		66,813	
寄付金	2,628		13,467	
旅費交通費	254,276		297,237	
租税公課	180,892		430,779	
不動産賃借料	1,128,367		1,961,686	
退職給付費用	226,460		358,960	
固定資産減価償却費	902,248		825,593	
福利厚生費	36,173		39,792	
修繕費	31,617		27,435	
賞与引当金繰入額	728,769		1,432,264	
役員賞与引当金繰入額	-		27,495	
役員退職慰労引当金繰入額	49,320		-	
役員退職慰労金	5,250		63,072	
機器リース料	140		210	
事務委託費	251,913		1,530,113	
事務用消耗品費	70,839		127,265	
器具備品費	14,182		271,658	
諸経費	214,532		129,981	
一般管理費計		9,524,346		16,120,918
営業利益		7,984,819		11,554,010

(単位：千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	営業外収益			
受取利息		2,079		537
受取配当金		25,274		51,036
時効成立分配金・償還金		-		103
為替差益		3,996		7,025
投資信託解約益		-		2
雑収入	1	6,693	1	18,213
営業外収益計		38,044		76,918

営業外費用					
投資信託解約損		-		31,945	
投資信託償還損		-		47,201	
金銭の信託運用損		305,368		552,635	
時効成立後支払分配金・償還金		-		39	
時効後支払損引当金繰入額		-		209,210	
営業外費用計			305,368		841,031
経常利益			7,717,494		10,789,897
特別利益					
固定資産売却益	2	-		2,348	
投資有価証券売却益		3,377		-	
貸倒引当金戻入益		-		8,883	
訴訟損失引当金戻入益		-		21,677	
その他特別利益		-		746	
特別利益計			3,377		33,655
特別損失					
固定資産除却損	3	624		23,600	
固定資産売却損	4	2,653		10,323	
投資有価証券評価損		-		12,085	
ゴルフ会員権評価損		6,307		4,832	
訴訟和解金		-		30,000	
本社移転費用	5	-		1,511,622	
特別損失計			9,584		1,592,463
税引前当期純利益			7,711,286		9,231,089
法人税、住民税及び事業税			2,557,305		2,965,061
法人税等調整額			27,424		177,275
法人税等合計			2,584,730		2,787,786
当期純利益			5,126,556		6,443,302

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491
当期変動額									
剰余金の配当									2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			2,550,000



当期純利益									5,126,556
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,550,000	-	-	32,556
当期末残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,417,784	29,846,262	252,905	252,905	30,099,168
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の 積立	-	-			-
当期純利益	5,126,556	5,126,556			5,126,556
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			98,949	98,949	98,949
当期変動額合計	2,582,556	2,582,556	98,949	98,949	2,483,607
当期末残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775

## 第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
当期変動額									
剰余金の配当									2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			2,550,000
当期純利益									6,443,302
合併による 増加			17,124,479	17,124,479					
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	17,124,479	17,124,479	-	2,550,000	-	-	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の 積立	-	-			-
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による 増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-	363,907	363,907	363,907
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度及び確定給付型企業年金制度(キャッシュバランス型)について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、一部の確定給付企業年金制度については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(6) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p> <p>なお、本社移転費用引当金繰入額は、本社移転費用に含めて表示しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 会計方針の変更

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
<p>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。</p> <p>この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ42,532千円増加しております。</p>

## 追加情報

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
<p>1. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>2. 当社は、平成28年9月7日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。</p> <p>これに伴い、当事業年度末日までに217,608千円を支給し、役員退職慰労引当金全額を取り崩しております。</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
建物	767,802	53,098
車両運搬具	4,374	-
器具備品	562,853	734,064

(損益計算書関係)

1. 関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
雑収入	4,715	8,183

2. 固定資産売却益の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
建物	-	546
車両運搬具	-	696
器具備品	-	1,104

3. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
器具備品	182	4,727
ソフトウェア	442	2,821
電話加入権	-	16,052

4. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
建物	-	543
器具備品	2,653	9,779

5. 本社移転費用の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
本社移転費用引当金繰入額	-	942,315
旧本社不動産賃借料	-	418,583
賃貸借契約解約損	-	150,723

## (株主資本等変動計算書関係)

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	490	-	24,490
A種種類株式	-	15,510	-	15,510
合計	24,000	16,000	-	40,000

(注) 普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月21日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
----	-----------	-----------	----------------	-----------------	-----	-------

平成29年6月21日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類 株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	12,951,736	12,951,736	-
（2）金銭の信託	13,094,914	13,094,914	-

(3) 未収委託者報酬	4,460,404	4,460,404	-
(4) 未収運用受託報酬	1,859,778	1,859,778	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	381,005	381,005	-
資産計	32,747,840	32,747,840	-
(1) 未払手数料	1,744,274	1,744,274	-
負債計	1,744,274	1,744,274	-

## 第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	27,972,477	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	12,366,219	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,225,878	3,225,878	-
資産計	60,978,855	60,978,855	-
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	-
負債計	4,062,695	4,062,695	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
非上場株式	77,696	337,468
関係会社株式	3,229,196	3,306,296

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を

把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	12,951,736	-	-	-
(2) 金銭の信託	13,094,914	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	4,460,404	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	1,859,778	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	-	-	-

第32期(平成29年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第31期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	365,683	146,101	219,581
投資信託	15,322	13,000	2,322
小計	381,005	159,101	221,903
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	381,005	159,101	221,903

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額77,696千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。



## 第32期（平成29年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	609,710	146,101	463,608
投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	231,889	241,951	10,061
小計	231,889	241,951	10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

（注）非上場株式（貸借対照表計上額337,468千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当該事業年度中に売却した其他有価証券

## 第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株式	5,927	3,377	-

## 第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
投資信託	717,905	2	79,146

（注）投資信託の「売却額」、「売却の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

## 4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円（其他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## （退職給付関係）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度（積立型制度であります）及び退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度の一部は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度（複数事業主制度を含む）

## （1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	973,035	1,086,550
勤務費用	134,944	189,127
利息費用	8,660	10,905
数理計算上の差異の発生額	21,441	89,303
退職給付の支払額	51,531	144,062
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による増加	-	1,486,547
退職給付債務の期末残高	1,086,550	2,718,372

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	-	-
期待運用収益	-	16,033
数理計算上の差異の発生額	-	1,894
事業主からの拠出額	-	37,402
退職給付の支払額	-	28,876
合併による増加	-	1,336,984
年金資産の期末残高	-	1,363,437

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	-	1,275,346
年金資産	-	1,363,437
	-	88,090
非積立型制度の退職給付債務	1,086,550	1,443,026
未積立退職給付債務	1,086,550	1,354,935
未認識数理計算上の差異	79,449	430,203
未認識過去勤務費用	9,704	4,852
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	997,396	919,879
退職給付引当金	997,396	1,245,019
前払年金費用	-	325,140
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	997,396	919,879

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
勤務費用	134,944	189,127
利息費用	8,660	10,905
期待運用収益	-	16,033

数理計算上の差異の費用処理額	31,542	78,229
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
その他	2,268	7,498
確定給付制度に係る退職給付費用	182,267	274,580

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

(千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
株式	-	31.5%
債券	-	29.0%
共同運用資産	-	24.1%
生命保険一般勘定	-	10.5%
現金及び預金	-	4.6%
合計	-	100.0%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
割引率	0.89%	0.02% ~ 1.09%
長期期待運用収益率	-	2.50%
予想昇給率	1.00% ~ 8.73%	1.00% ~ 8.73%

## 3. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	-
退職給付費用	-	22,562
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	-	36,177
合併による増加	-	287,313
退職給付引当金の期末残高	-	300,927

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	-	789,261
年金資産	-	1,150,443
	-	361,181
非積立型制度の退職給付債務	-	60,254

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	300,927
退職給付引当金	-	60,254
前払年金費用	-	361,181
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	300,927

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 - 千円 当事業年度22,562千円

## 4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度44,193千円、当事業年度61,817千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	79,702	124,081
未払事業所税	5,581	11,054
賞与引当金	224,898	441,996
未払法定福利費	28,395	80,909
資産除去債務	13,244	86,421
減価償却超過額(一括償却資産)	3,389	10,666
減価償却超過額	136,503	116,920
繰延資産償却超過額(税法上)	1,339	32,949
退職給付引当金	305,591	399,808
役員退職慰労引当金	47,318	-
時効後支払損引当金	-	66,282
ゴルフ会員権評価損	3,768	14,295
関係会社株式評価損	166,740	191,166
未払給与	-	12,344
本社移転費用引当金	-	289,865
その他有価証券評価差額金	1,196	-
その他	2,500	17,552
繰延税金資産小計	1,020,171	1,896,316
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,020,171	1,896,316
繰延税金負債		
前払年金費用	-	210,151
その他有価証券評価差額金	-	114,171
繰延税金負債合計	-	324,323
繰延税金資産の純額	1,020,171	1,571,992

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である

ため、注記を省略しております。

### （企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

#### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

#### 2. 企業結合日

平成28年10月1日

#### 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

#### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（\*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

#### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率	50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率	20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率	70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

#### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後

企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

### (1) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年10月1日から平成29年3月31日まで

### (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

### (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

### (4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

### (5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

#### b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

#### c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

### (1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	123,277,747千円
資産合計	123,277,747千円
流動負債	- 千円
固定負債	14,647,470千円
負債合計	14,647,470千円
純資産	108,630,277千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん金額74,319,216千円及び顧客関連資産の金額50,434,199千円が含まれております。

### (2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,483,082千円
経常利益	4,483,082千円
税引前当期純利益	4,483,082千円
当期純利益	3,693,863千円
1株当たり当期純利益	115,512円36銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,595,800千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）及び第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

その他の関係会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	3,431 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	795,405	未収投 資助言 報酬	207,235
----------	--------------------	-----------------	-------------	-----------	----------------	------------------------	-------------	------------------------	---------	------------------	---------

## 第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## (2) 子会社及び関連会社等

## 第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員 の兼 任等	事業 上の 関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	9,000千 GBP	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社 預り 資産 の 運用	当社 預り 資産 の 運用 の 顧問 料 の 支払 増資 の 引 受	800,617	未払 費用	308,974
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千 USD	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社 預り 資産 の 運用	当社 預り 資産 の 運用 の 顧問 料 の 支払	912,600	-	-
									473,948	未払 費用	157,130

## 第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社預り資産の運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には免税取引のため、消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

## (3) 兄弟会社等

## 第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

会社等	住所	資本金 又は出	事業 の内	議決 権等	関係内容	取引の	取引金額	科目	期末残高
-----	----	------------	----------	----------	------	-----	------	----	------



属性	の名称	住所	資金	容又は職業	の所有(被所有)割合	役員 の兼任等	事業上 の関係	内容	(千円)		(千円)
その他の関係会社の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	兼務 1名	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	3,023,040	未払手数料	372,837
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	-	兼務 1名	当社預り資産の助言 金融技術の開発業務委託	当社預り資産の助言の顧問料の支払 業務委託料の支払	557,013 8,540	未払費用 未払金	292,861 7,581
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500 億円	資産管理等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の払戻(純額) 信託報酬の支払	700,000 8,336	金銭の信託	13,094,914

## 第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	4,530,351	未払手数料	767,732
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500 億円	資産管理等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の払戻(純額) 信託報酬の支払	100,000 7,080	金銭の信託	12,366,219
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,061,766	未払手数料	1,166,212

みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	-	-	投資一任契約の締結	運用受託報酬の受取	2,520,431	未収運用受託報酬	2,722,066
-------------	--------	---------	-------	---	---	-----------	-----------	-----------	----------	-----------

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 当社預り資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注4) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。
- (注5) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注6) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

## 株式会社みずほ証券リサーチ&amp;コンサルティング

	前事業年度	当事業年度
流動資産合計	-	7,449,532
固定資産合計	-	124,292
流動負債合計	-	1,665,547
固定負債合計	-	114,110
純資産合計	-	5,794,167
営業収益	-	1,093,658
税引前当期純利益	-	5,546,153
当期純利益	-	3,891,816

## (1株当たり情報)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,357,615円66銭	1,349,261円64銭
1株当たり当期純利益金額	213,606円51銭	201,491円22銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
当期純利益金額	5,126,556千円	6,443,302千円

普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	5,126,556千円	6,443,302千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	24,000株	31,978株
（うち普通株式）	(24,000株)	(24,244株)
（うちA種種類株式）	(-)	(7,734株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### (重要な後発事象)

当社は、株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング(以下、同社といいます。)の株式のうち当社が保有している全株式について、同社が実施する自己株式取得に伴い、平成29年4月1日付で同社へ譲渡いたしました。

これにより、関係会社株式売却益として1,492百万円の特別利益を計上する予定であります。

#### (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		38,311,736
金銭の信託		12,187,115
有価証券		10,007
未収委託者報酬		10,291,857
未収運用受託報酬		4,862,664
未収投資助言報酬		324,278
未収収益		55,950
前払費用		764,943
繰延税金資産		727,622
その他		498,289
	流動資産計	68,034,465
固定資産		
有形固定資産		1,782,018
建物	1	1,200,157
器具備品	1	573,952
建設仮勘定		7,907
無形固定資産		1,557,565
ソフトウェア		1,050,789

ソフトウェア仮勘定	502,759
電話加入権	3,934
電信電話専用施設利用権	81
投資その他の資産	7,742,187
投資有価証券	1,939,084
関係会社株式	3,229,196
長期差入保証金	1,566,055
繰延税金資産	906,695
その他	101,155
固定資産計	11,081,771
資産合計	79,116,236

(単位：千円)

	第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	970,622
未払金	4,511,170
未払収益分配金	1,016
未払償還金	57,332
未払手数料	4,075,374
その他未払金	377,447
未払費用	7,061,067
未払法人税等	3,136,528
未払消費税等	1,025,584
前受収益	66,578
賞与引当金	1,376,046
役員賞与引当金	24,993
本社移転費用引当金	347,010
流動負債計	18,519,601
固定負債	
退職給付引当金	1,423,210
時効後支払損引当金	199,012
固定負債計	1,622,222
負債合計	20,141,823
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478

その他資本剰余金		17,124,479
利益剰余金		36,673,439
利益準備金		123,293
その他利益剰余金		36,550,146
別途積立金		24,580,000
研究開発積立金		300,000
運用責任準備積立金		200,000
繰越利益剰余金		11,470,146
	株主資本計	58,226,396
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		748,016
	評価・換算差額等計	748,016
純資産合計		58,974,413
負債・純資産合計		79,116,236

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	42,132,996	
運用受託報酬	9,310,831	
投資助言報酬	593,439	
その他営業収益	57,716	
	営業収益計	52,094,984
営業費用		
支払手数料	18,688,374	
広告宣伝費	177,047	
公告費	860	
調査費	11,809,998	
調査費	5,371,951	
委託調査費	6,438,046	
委託計算費	550,197	
営業雑経費	555,637	
通信費	24,831	
印刷費	438,120	
協会費	27,130	
諸会費	29	
支払販売手数料	65,526	
	営業費用計	31,782,116
一般管理費		
給料	5,014,947	
役員報酬	93,260	
給料・手当	4,921,687	
交際費	22,147	
寄付金	4,057	
旅費交通費	181,947	
租税公課	331,327	
不動産賃借料	773,059	
退職給付費用	260,989	
固定資産減価償却費	1 720,970	
福利厚生費	22,315	
修繕費	1,799	

賞与引当金繰入額	1,376,046	
役員賞与引当金繰入額	24,993	
機器リース料	104	
事務委託費	1,549,368	
事務用消耗品費	75,575	
器具備品費	3,469	
諸経費	90,183	
一般管理費計		10,453,305
営業利益		9,859,563

(単位：千円)

	第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	593	
受取配当金	46,072	
時効成立分配金・償還金	85	
投資信託解約益	217,088	
投資信託償還益	93,060	
時効後支払損引当金戻入額	17,443	
雑収入	3,498	
営業外収益計		377,842
営業外費用		
為替差損	8,306	
投資信託解約損	1,365	
投資信託償還損	17,053	
金銭の信託運用損	31,660	
営業外費用計		58,386
経常利益		10,179,019
特別利益		
投資有価証券売却益	132,762	
関係会社株式売却益	1,492,680	
本社移転費用引当金戻入額	122,238	
その他特別利益	0	
特別利益計		1,747,681
特別損失		
固定資産除却損	18,065	
固定資産売却損	134	
退職給付制度終了損	690,899	
その他特別損失	50	
特別損失計		709,149
税引前中間純利益		11,217,551
法人税、住民税及び事業税		3,407,636
法人税等調整額		163,880

法人税等合計		3,243,755
中間純利益		7,973,795

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当中間期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
中間純利益									7,973,795
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	4,773,795
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	11,470,146

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計		有価証券評価差額金		
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当中間期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
中間純利益	7,973,795	7,973,795			7,973,795
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			230,151	230,151	230,151
当中間期変動額合計	4,773,795	4,773,795	230,151	230,151	5,003,947
当中間期末残高	36,673,439	58,226,396	748,016	748,016	58,974,413

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="577 663 932 734"> <tr> <td>建物</td> <td>...</td> <td>6～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>...</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	建物	...	6～18年	器具備品	...	2～20年
建物	...	6～18年					
器具備品	...	2～20年					
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						



5 . 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度及び確定給付型企业年金制度(キャッシュバランス型)について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、一部の確定給付企業年金制度については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

#### 会計上の見積りの変更

<p>第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)</p>
<p>当社は、当中間会計期間においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法と比べて、当中間会計期間の減価償却費が286,788千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ同額減少しております。</p>

#### 追加情報

<p>第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)</p>
--

当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。

本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第33期中間会計期間末 （平成29年9月30日現在）	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	97,109千円
	器具備品	774,035千円

（中間損益計算書関係）

項目	第33期中間会計期間 （自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）	
1. 減価償却実施額	有形固定資産	142,272千円
	無形固定資産	578,697千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式				

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

## （金融商品関係）

第33期中間会計期間末（平成29年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	38,311,736	38,311,736	-
(2) 金銭の信託	12,187,115	12,187,115	-
(3) 未収委託者報酬	10,291,857	10,291,857	-
(4) 未収運用受託報酬	4,862,664	4,862,664	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,641,123	1,641,123	-
資産計	67,294,496	67,294,496	-
(1) 未払手数料	4,075,374	4,075,374	-
負債計	4,075,374	4,075,374	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

## （1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## （3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

## （1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	307,968
関係会社株式	3,229,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)			
1. 子会社株式 関係会社株式(中間貸借対照表計上額3,229,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
2. その他有価証券			
区分	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,189,247	146,101	1,043,145
投資信託	423,152	385,910	37,242
小計	1,612,400	532,011	1,080,388
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	28,723	30,967	2,244
小計	28,723	30,967	2,244
合計	1,641,123	562,979	1,078,144
(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額307,968千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資 助言・代理業務	投資運用業務、投資 助言・代理業務	信託業務、銀行業 務、投資運用業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率	50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率	20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率	70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

## (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

## (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

## (4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（5）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

### （1）貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	118,742,638千円
資産合計	118,742,638千円
流動負債	- 千円
固定負債	13,822,169千円
負債合計	13,822,169千円
純資産	104,920,468千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額72,413,595千円及び顧客関連資産の金額47,817,519千円が含まれております。

### （2）損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,506,064千円
経常利益	4,506,064千円
税引前中間純利益	4,506,064千円
中間純利益	3,709,808千円
1株当たり中間純利益	92,745円22銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,616,680千円が含まれております。

### （資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

### （セグメント情報等）

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

#### 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

### (1株当たり情報)

第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,474,360円32銭
1株当たり中間純利益金額	199,344円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
中間純利益金額	7,973,795千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,973,795千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。

- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- b. 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 三井住友信託銀行株式会社(「受託者」)
- a. 資本金の額  
平成29年3月末日現在、342,037百万円
- b. 事業の内容  
銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- (2) T A T A アセット マネジメント リミテッド(「投資顧問会社」)
- a. 資本金の額  
平成29年3月末日現在、164.06百万ルピー
- b. 事業の内容  
インド籍の法人であり、有価証券等にかかる投資信託業務を営んでいます。
- (3) T A T A アセット マネジメント (モーリシャス) プライベート リミテッド(「投資顧問会社」)
- a. 資本金の額  
平成29年3月末日現在、650,100U S ドル
- b. 事業の内容  
モーリシャスの法律に基づき設立された法人であり、投資法人の運用業務を営んでいま



す。

#### （４）販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（資本金の額は平成29年3月末日現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	同上
高木証券株式会社	11,069	同上
SMB C日興証券株式会社	10,000	同上

## 2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「投資顧問会社」は以下の業務を行います。

委託者に対する助言および情報提供等

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

## 3【資本関係】

該当事項はありません。

(持株比率5%以上を記載します。)

### <再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

## 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
  - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
  - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・ 詳細情報の入手方法  
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など  
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。  
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法  
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月7日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原 尚	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算型）の平成29年6月16日から平成29年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算型）の平成29年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月24日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原	尚 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野	浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。